

檜原村地域福祉計画(第4期)
檜原村自殺総合対策計画(第1期)

令和2年3月

檜 原 村

目 次

第1部	檜原村地域福祉計画【第4期】	1
第1章	計画の策定にあたって	3
1	計画の背景	3
2	地域福祉とは	4
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	9
5	計画の策定体制	9
第2章	檜原村の福祉を取り巻く状況	10
1	檜原村の概況	10
2	地域福祉の現状	16
3	各分野のアンケート調査結果の概要	19
4	本村の現状からみる主な課題	28
第3章	計画の基本的な考え方	30
1	計画の基本理念	30
2	計画の基本的視点	31
3	計画の施策体系	33
第4章	分野別施策の推進	34
1	地域福祉分野	34
2	児童福祉分野	42
3	高齢者福祉分野	44
4	障害者福祉分野	50
第5章	計画の推進	59
1	推進体制の確立	59
2	協働による計画の推進	59
3	進行管理	59

第2部	檜原村自殺総合対策計画【第1期】	61
第1章	計画の策定にあたって	63
1	計画の背景	63
2	計画策定の目的	64
3	計画の期間	65
4	計画の位置付け	65
5	数値目標	65
第2章	檜原村の自殺をめぐる現状と課題	66
1	檜原村の自殺の現状	66
2	地域福祉の現状	68
3	檜原村の自殺における課題	73
第3章	自殺対策の基本的な考え方	75
1	計画の基本理念	75
2	計画の基本的視点	75
3	施策体系	76
第4章	施策展開	77
1	基本施策	77
2	重点施策	81
第5章	計画の推進	84
1	推進体制の構築	84
2	進行管理	84
資料編		85
1	檜原村地域福祉計画策定委員会設置条例	87
2	檜原村地域福祉計画策定委員会委員名簿	89

第1部

檜原村地域福祉計画

【第4期】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

檜原村（以下「本村」という。）では、平成17年3月に「ともに築く、すべての人がいきいきと安心して生活できるむら・檜原村」を基本理念に「檜原村地域福祉計画（第1期）」を策定し、平成22年3月に第2期計画、平成27年3月に第3期計画を策定し、計画に沿った事業実施に努め、地域福祉の向上を図ってきました。

しかし、村の人口減少や少子高齢化は進行し、高齢者のひとり暮らし世帯やひとり親世帯が増加するとともに、若い世代の都市部への人口流出が続いています。

また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分な対応が困難な状況になってきています。

そうした中、地震や自然災害の発生などにより、地域の絆やつながりの重要性を再認識させられています。地域福祉の担い手は不足し、地域住民の孤立や生活困窮者の増加など、新たな問題が表面化しています。

地域福祉の役割は、誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い助け合うことにより、それぞれの個性を活かし、地域の一員として生活することができる社会をつくることです。

そのためには、村民・福祉団体・事業者・社会福祉協議会・行政がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進することが求められます。

国では、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、分野横断的な支援体制の構築を進めています。

また、平成30年の改正社会福祉法の施行に伴い、市町村が包括的な支援体制を整備する上での指針を策定するとともに、地域福祉計画の策定ガイドラインを改定しました。

東京都においても、平成30年3月「東京都地域福祉支援計画」を策定し、地域の支え合いを育み、都民の安心した暮らしを支え、地域福祉を支えるため、包括的な相談・支援体制の構築や身近な地域における住まいの確保や居場所づくり、生活困窮者への総合的な支援体制の整備、福祉人材の確保・育成・定着、地域の多様な人材の参画と連携など、分野を超えたきめ細かな対応を充実させるための様々な施策を推進しています。

市町村地域福祉計画においては、福祉分野の上位計画として位置づけ、高齢者、障害者、子ども・子育てといった各福祉分野が共通して取り組むべき事項を盛り込み、一体的に策定・推進することが求められています。

このようなことを踏まえ、これからの本村における地域福祉を推進するための指針として、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「檜原村地域福祉計画（第4期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識や隣近所や友人・知人とお互いに支えあい、助けあう「互助」の意識を持ち、地域ぐるみで福祉活動に参加し、地域で支えあい、助けあう「共助」の考え方を持つことが大切です。

また、地域住民の活動や社会福祉関係団体などによる取組が主体的に推進されるよう、行政には自助・互助・共助の支援を行い、基盤づくりをする「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域における多様な主体がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって取組を推進します。

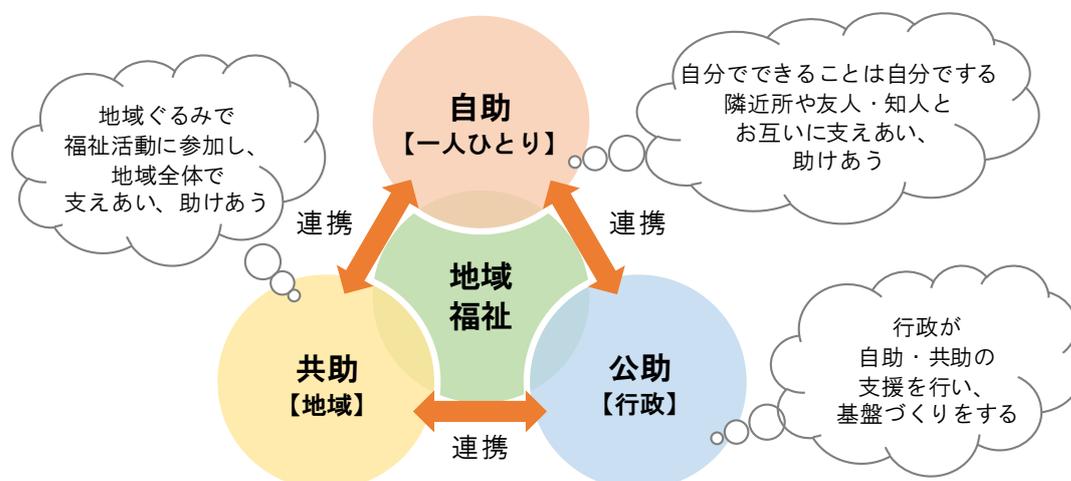
(2) 地域福祉の捉え方

地域は、固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。

本計画での地域は、課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動に取り組んでいく範囲と捉えます。

その中で、目的を持ってつくられたボランティアやサロンなどの活動が、自助・共助・公助の概念のもと、地域間で連携し、広がりを持てるよう協働で取り組むことが大切です。

図表－1 本計画における「自助・共助・公助」の考え方



3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠と役割

本計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置付けます。

地域福祉計画策定の根拠（社会福祉法第107条 抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

また、本計画は、社会福祉法にある福祉サービスの基本理念の達成を目指し、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域全体で生活に支援を要する人たちを支えあう、地域づくりの指針として策定しました。

地域福祉の推進についての法的根拠（社会福祉法第4条 抜粋）

（サービスの基本理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 本村における地域福祉の方向性

平成26年度から令和5年度までを計画期間とする「第5次檜原村総合計画」では、本村がめざす将来像である「森と清流を蘇らせ 未来に誇れる活力のある村」の実現に向けた施策を推進するにあたり、地域福祉の推進について、次のように記載しています。

地域福祉の促進

核家族の増加や平均寿命が伸びたことにより、福祉施策も国主導から地域主導へ、施設型から在宅重視へと施策方針が変化しています。近年、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉など地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが求められています。

地域の実情に応じた福祉施策を地域住民参画のもとに推進し、各種福祉制度を補完していく取組が必要になります。そのため、村民に対する啓発やボランティアの確保、組織づくりにより地域福祉活動を充実するとともに、高齢者や障害者の心身の状況に配慮した、きめ細かい対応が重要になります。

地域福祉活動を充実させるためには、社会福祉協議会やボランティア組織、民生・児童委員協議会、自治会などとの連携を強化するとともに、村民全体への意識啓発やボランティア参加を促進する必要があります。加えて、地域の活動拠点の整備など幅広い対応が求められます。

制度事業では対応できない多様化する福祉需要に対し、村内一丸となって連携・協力した社会福祉の充実が必要となっています。

施策の体系

地域福祉の促進

- 1 福祉人材の育成・確保
- 2 社会福祉協議会との連携
- 3 交流機会の充実と福祉教育の推進
- 4 生活福祉と社会保障の推進

(3) 地域共生社会の実現に向けて

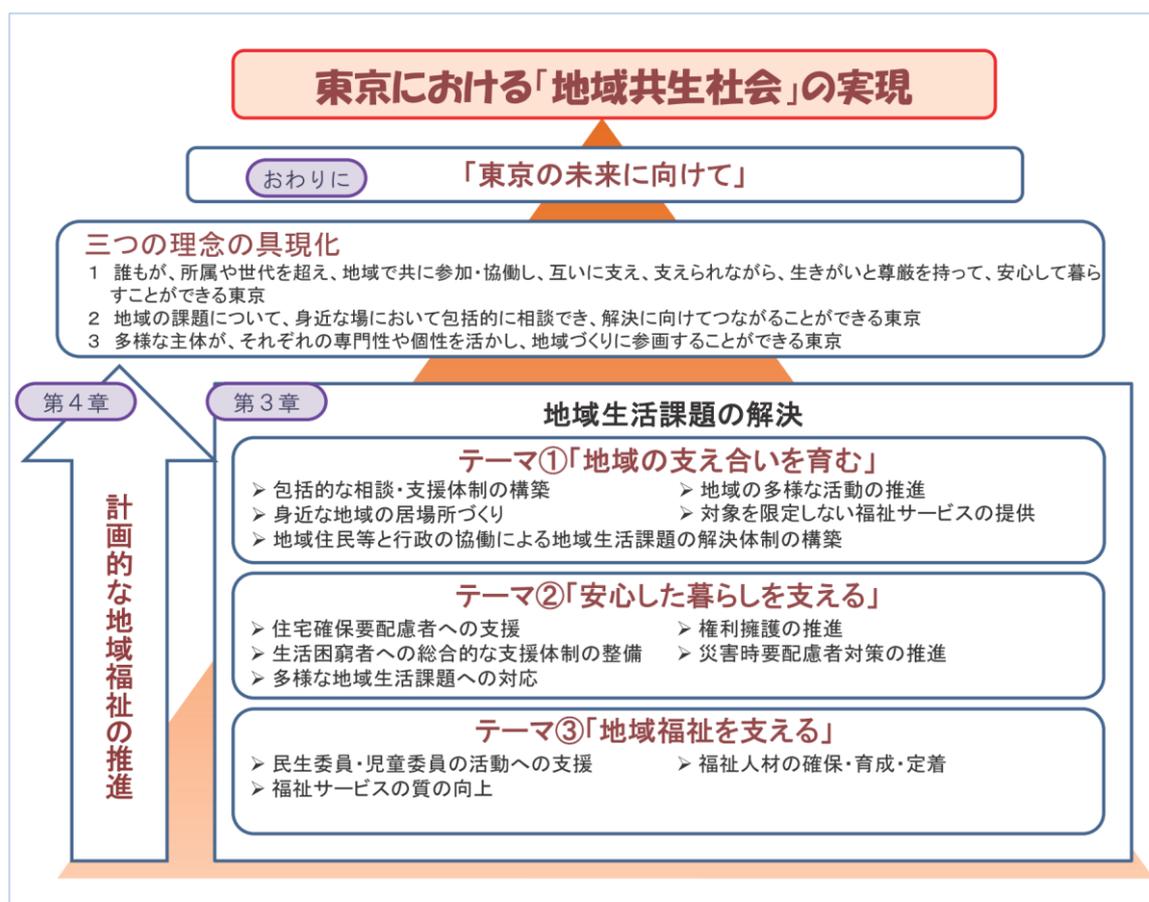
地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域が直面する課題を共有し、他計画等の取組と地域福祉を推進する取組を結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障害者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、各分野の制度の狭間にある福祉課題・生活課題を解決していくことが求められます。

本計画は、国及び都の考え方等を勘案し、地域共生社会の実現をめざすための推進計画としても位置づけ、取組を推進します。

<東京都地域福祉支援計画の構成要素>



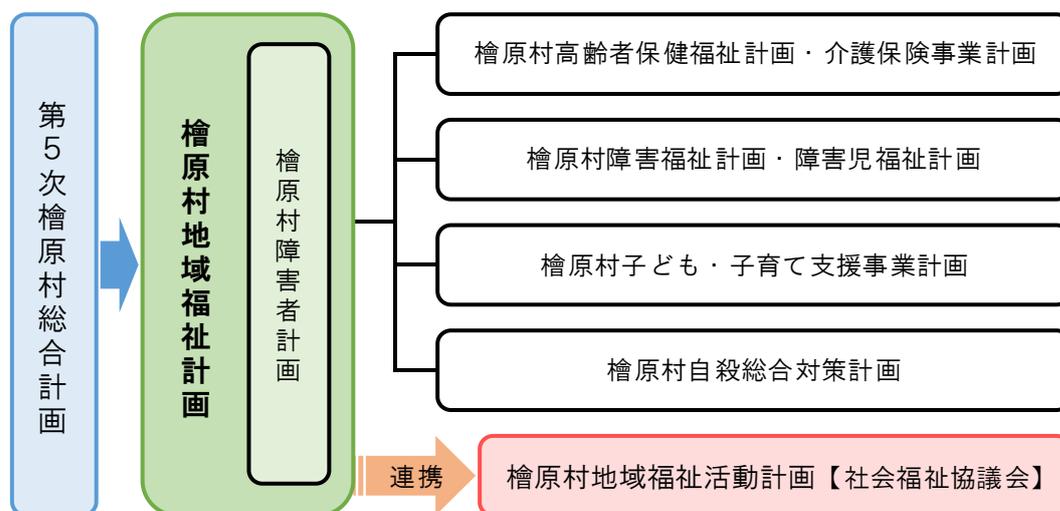
(4) 他の計画等との関連

本計画は、「第5次檜原村総合計画」および福祉・保健関係、その他の地域づくりに関係する各々の計画との整合、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を図りながら、地域福祉の総合的な推進と住民の福祉意識の向上を図るための基本方針を定める計画です。

対象者ごとのサービス提供などについては、各々の個別計画で詳細を定めるものとします。

なお、本計画は、障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」を包含した計画としています。

図表－2 他計画等との関連



(5) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものとなります。

①地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

②地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本村では檜原村社会福祉協議会（以下「村社協」という。）が、上記の理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を定める計画となります。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、課題や取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

図表－3 計画の期間

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
檜原村 地域福祉 計画	第3期計画														
					見直し	第4期計画									
										見直し	第5期計画へ				

5 計画の策定体制

(1) 檜原村地域福祉計画策定委員会による検討

総合的な地域福祉の推進を目的に設置された「檜原村地域福祉計画策定委員会」において審議を行いました。

策定委員会は、学識経験者や福祉関係及び医療機関、公的団体代表者、地域で活動している住民の代表などで構成されています。

(2) パブリックコメントの実施

より多くの村民の意見を反映させるため、令和2年2月13日から令和2年2月28日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 檜原村の福祉を取り巻く状況

1 檜原村の概況

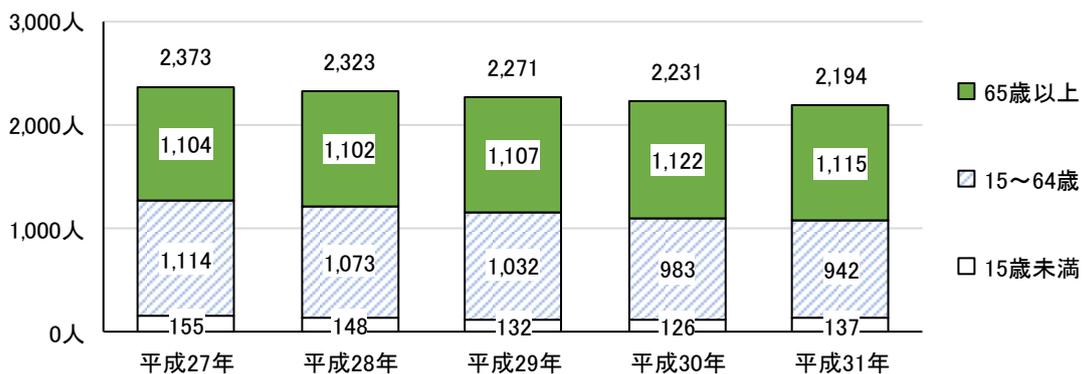
(1) 総人口及び世帯の状況

① 総人口と年齢3区分人口

総人口は、平成31年3月末時点で、2,194人となっています。平成27年から5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で179人の減少となっています。

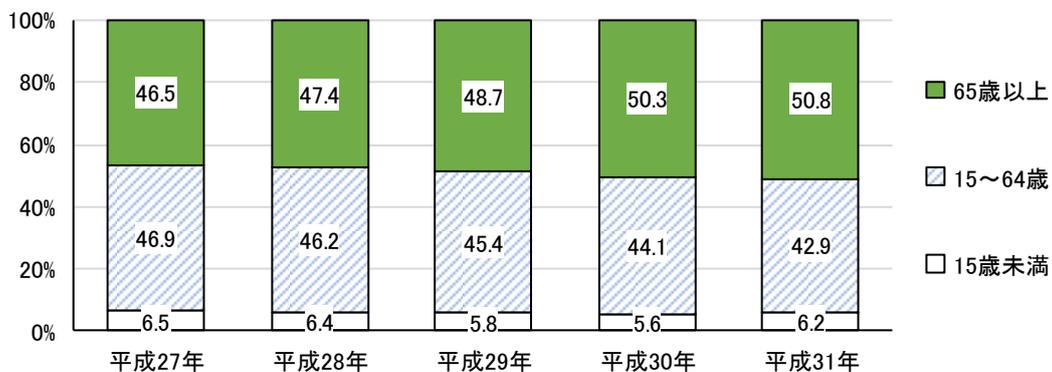
年齢3区分の人口構成比をみると、平成30年には高齢化率（65歳以上の人口割合）が50%を超え、村民の半数以上が65歳以上となっている状況です。

図表－4 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

図表－5 年齢3区分人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

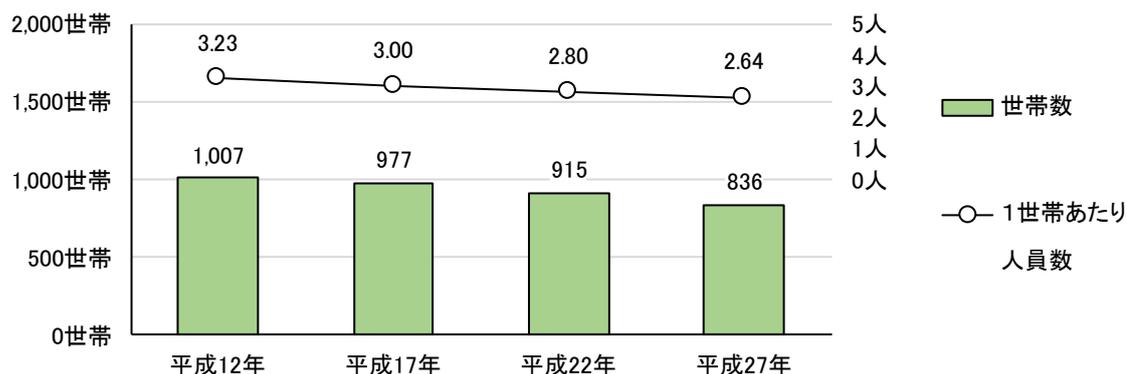
②世帯数と世帯構成

一般世帯数は、年々減少しており、平成27年には836世帯となっています。

また、総人口が減少していることから、1世帯あたり人員数も減少し、平成22年には3人を下回り、平成27年には2.64人となっており、核家族化が進んでいることがわかります。

世帯構成をみると、単独世帯が年々増加している状況です。

図表－6 世帯数と世帯構成員の推移



資料：国勢調査

図表－7 一般世帯に占める世帯構成の推移

単位：世帯・人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数(合計)	1,007	977	912	836
単独世帯	180	225	235	240
核家族世帯	552	522	497	457
夫婦のみ	214	208	205	194
夫婦と子ども	234	198	176	161
男親と子ども	20	16	16	17
女親と子ども	84	100	100	85
三世帯世帯	206	168	113	73
その他の世帯	69	62	67	66
総人口	3,256	2,930	2,558	2,209
1世帯あたり人員数	3.23	3.00	2.80	2.64

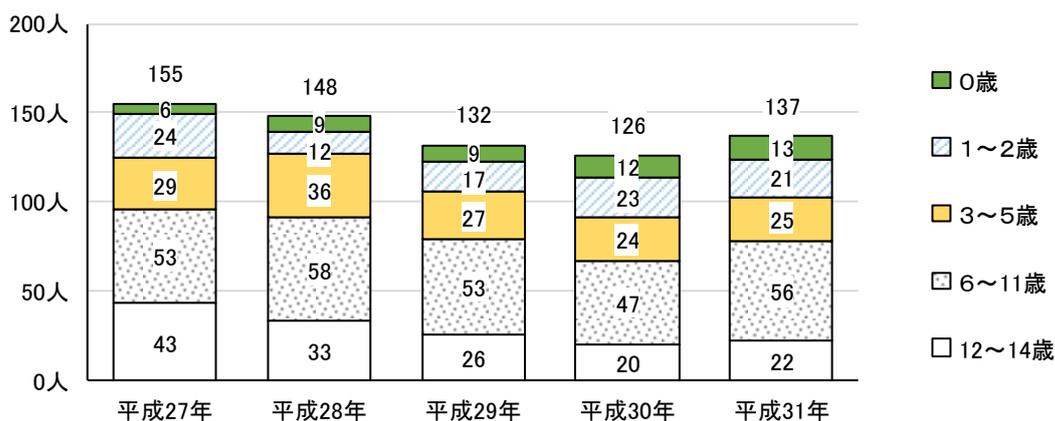
資料：国勢調査(世帯類型不詳は除く)

(2) 子どもの状況

15歳未満の年少人口は減少傾向にありましたが、0歳人口が緩やかに増加しており、全体でも平成30年から平成31年にかけて増加しています。

出生数は10人前後で推移していますが、死亡数が出生数を大きく上回っていることから、自然増減においてはマイナスとなっており、少子化による人口減となっています。

図表－8 子どもの年齢区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

図表－9 出生数と自然動態の推移

単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	8	6	10	10	9
死亡数	96	82	56	55	65
自然増減	▲ 88	▲ 76	▲ 46	▲ 45	▲ 56

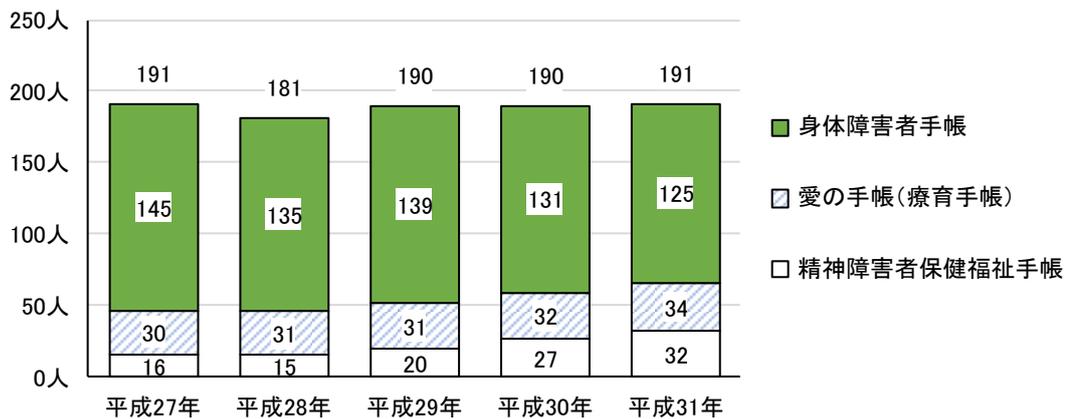
資料：東京都人口動態統計

(3) 手帳所持者の状況

手帳所持者数は190人前後で推移しています。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者が最も多く、全体の7割以上を占めています。

図表－10 身体障害者手帳所持者の推移

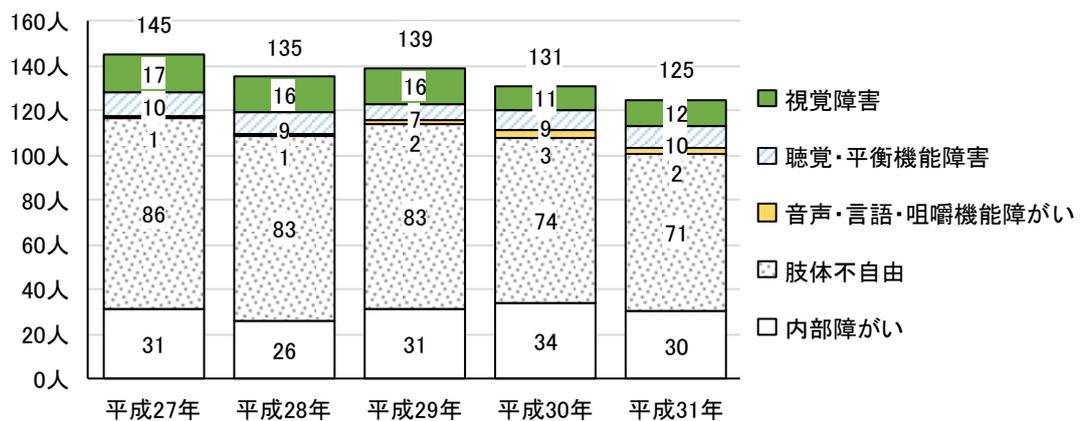


資料:福祉けんこう課(各年3月末時点)

①身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の内訳をみると、肢体不自由が最も多く約6割、次いで内部障害が約2割で推移しています。

図表－11 身体障害者手帳所持者の推移

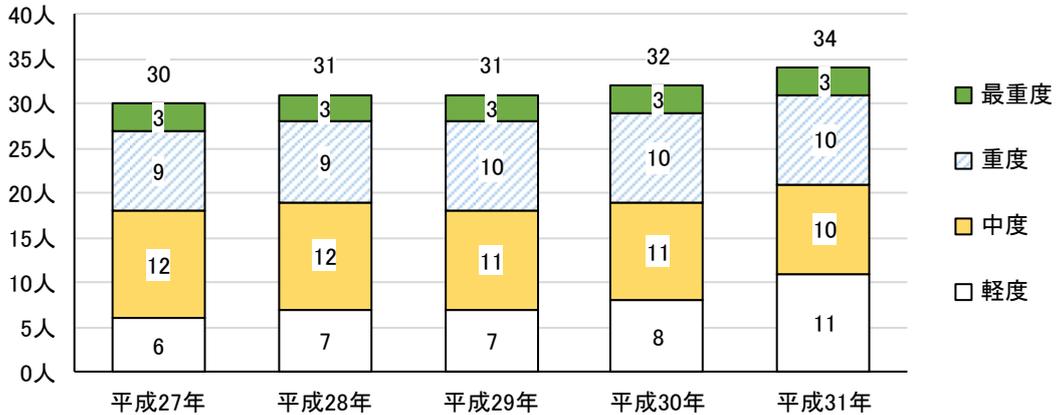


資料:福祉けんこう課(各年3月末時点)

②療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の内訳をみると、重度～軽度が10人ほどで推移しています。

図表－12 療育手帳所持者数の推移

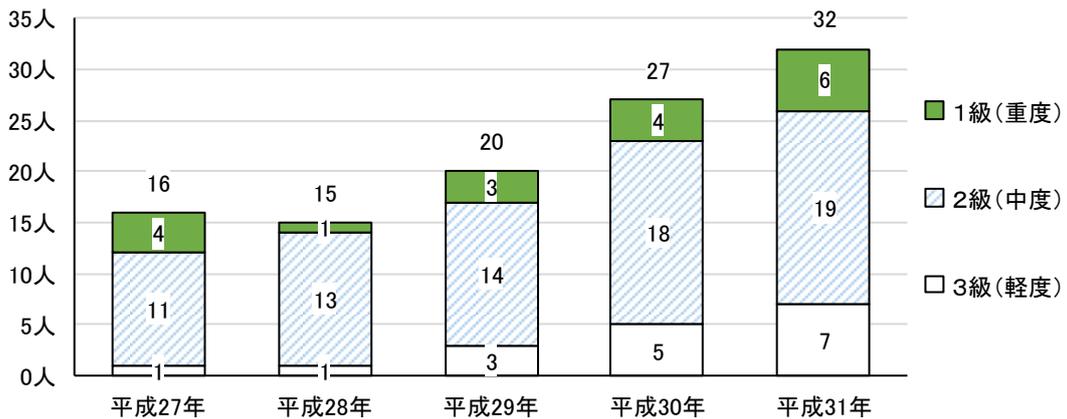


資料：福祉けんこう課(各年3月末時点)

③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳をみると、2級（中度）が最も多くなっています。平成29年以降は、いずれの等級も年々増加しています。

図表－13 精神保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉けんこう課(各年3月末時点)

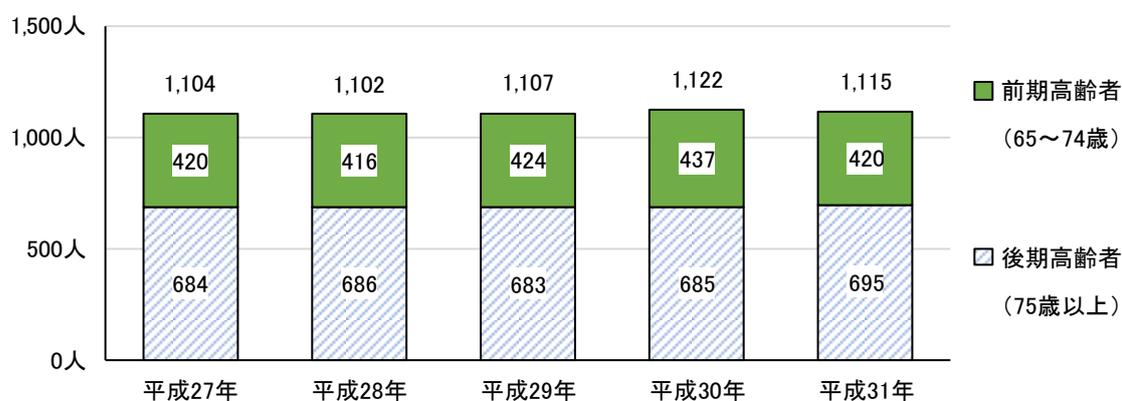
(4) 高齢者の状況

高齢者数は、横ばいで推移しており、平成31年には1,115人となっています。

前期・後期の2区分で見ると、75歳以上の後期高齢者が約6割、65～74歳の前期高齢者が約4割を占めています。

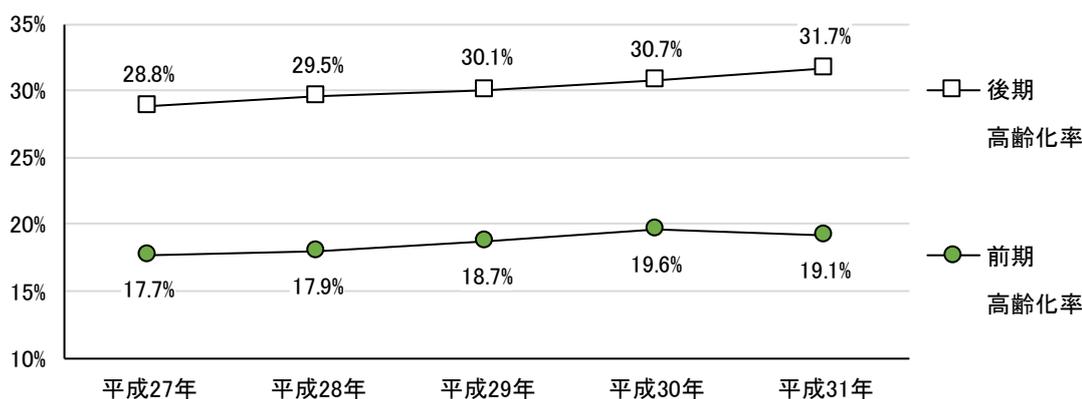
高齢化率の推移をみると、本村の人口減の状況から、75歳以上の後期高齢者の割合（後期高齢化率）が年々高まっており、平成29年には30%を超え、平成31年には31.7%となっています。

図表－14 高齢者数の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

図表－15 前期高齢化率と後期期高齢化率の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末時点)

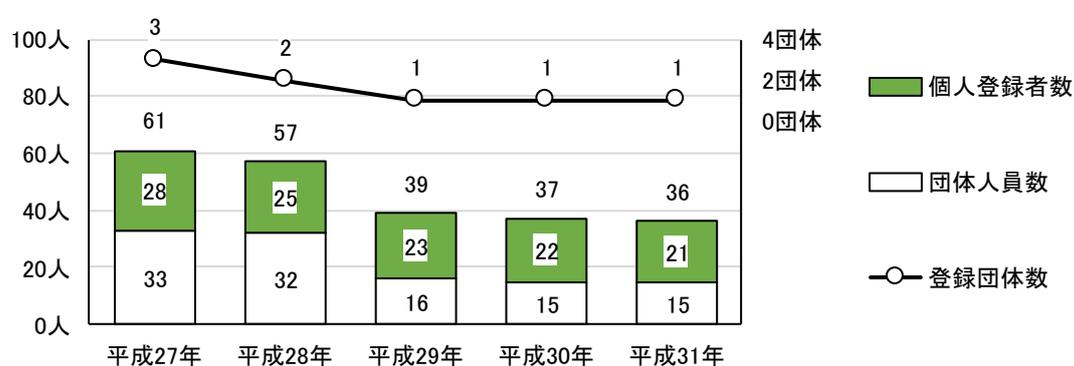
2 地域福祉の現状

(1) ボランティアの状況

ボランティアの登録者数は、年々減少しており、平成30年3月末時点では36人となっています。

登録団体数は、平成28年以降は1団体のみとなっています。

図表-16 ボランティア登録者数等の推移



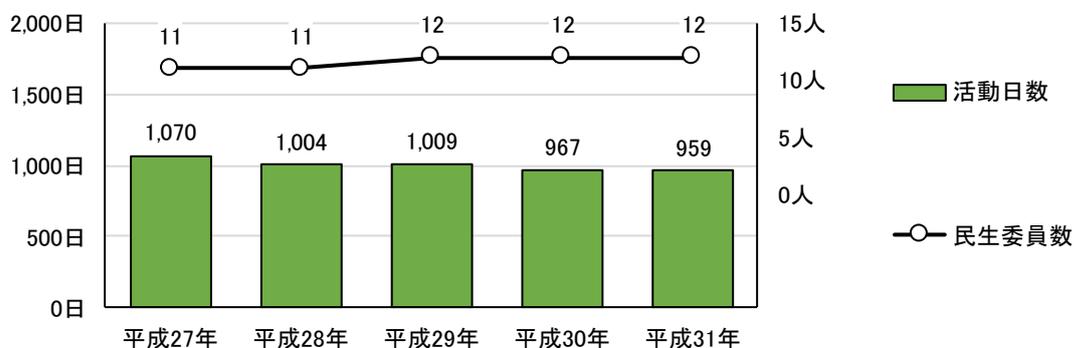
資料:福祉けんこう課(各年3月末時点)

(2) 民生・児童委員の状況

民生・児童委員は、平成29年以降は12人となっています。

年間の活動延べ日数は約1,000日で推移していますが、近年はやや減少しています。

図表-17 民生・児童委員活動状況



資料:東京都生活福祉部地域福祉課(各年3月末時点)

(3) シルバー人材センターの状況

シルバー人材センターの会員数は、160人～170人程度の横ばいで推移しています。

図表－18 シルバー人材センターの状況



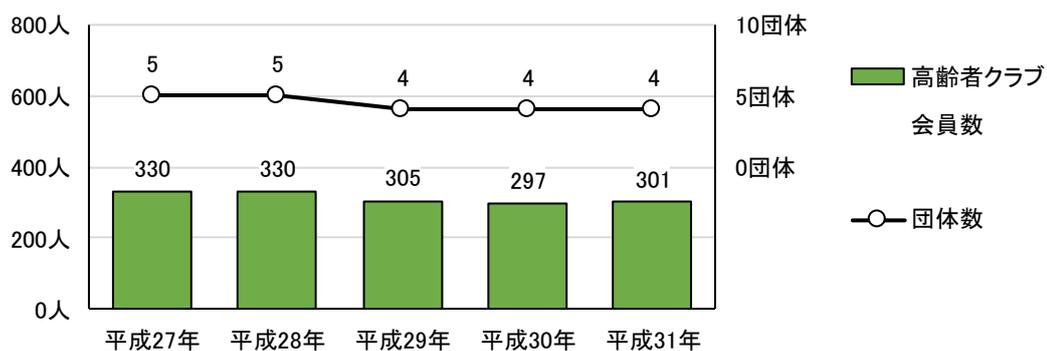
資料:福祉けんこう課(各年3月末時点)

(4) 高齢者クラブの状況

高齢者クラブの会員数は、平成30年の年度末現在で301人となっています。

団体数は、平成28年以降は4団体となっています。

図表－19 高齢者クラブの状況

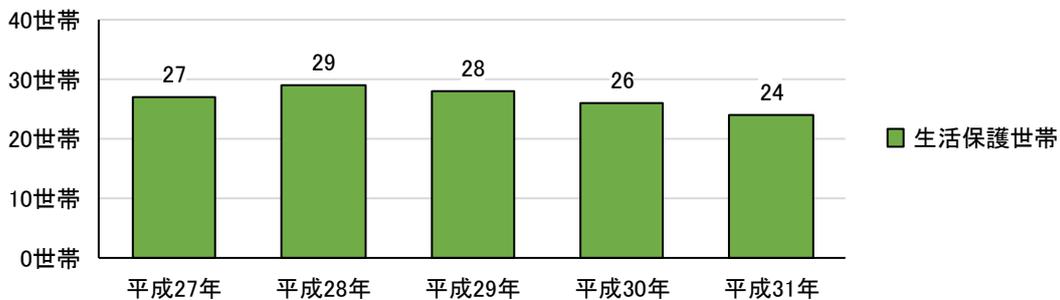


資料:福祉けんこう課(各年3月末時点)

(5) 生活保護の状況

生活保護世帯は、平成29年以降は減少しており、平成31年は24世帯となっています。

図表－20 被保護世帯数

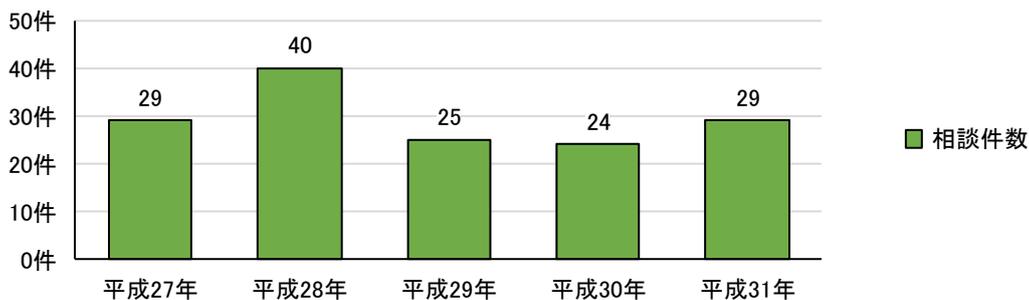


資料：福祉けんこう課(各年1月1日現在)

(6) 要支援児童の相談件数

要支援児童の年間の相談延べ件数は、平成28年の40件が最も多くなっています。他の年も年間20件以上となっています。

図表－21 被保護世帯数



資料：福祉けんこう課(各年1月1日現在)

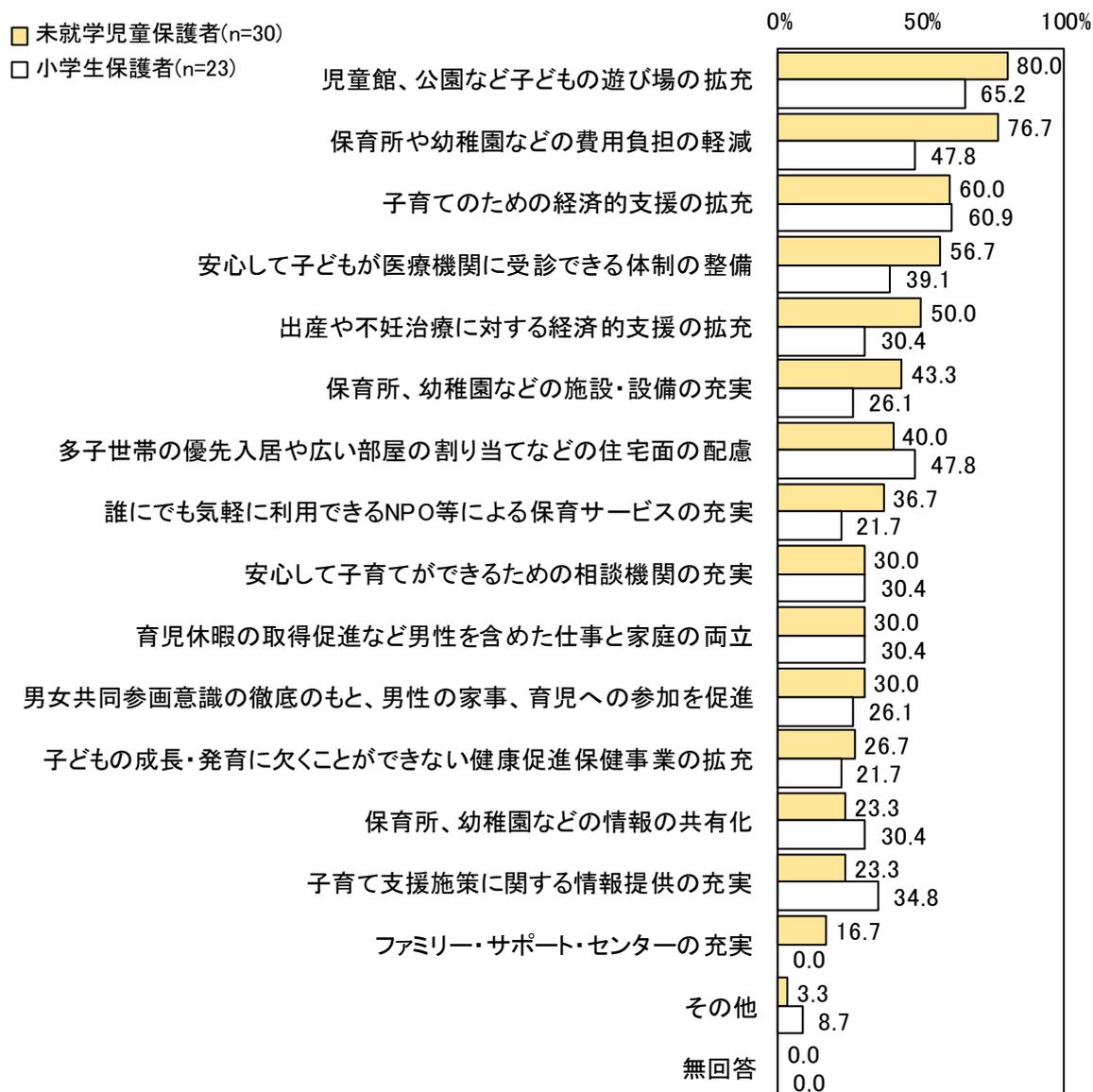
3 各分野のアンケート調査結果の概要

(1) 児童福祉

平成30年度に、子どもたちの現在の生活状況や将来に向けた要望・意見等をこれからの計画づくりに活用するための基礎資料とすることを目的として、未就学児童の保護者及び小学生の保護者、村内の中学生及び高校生にアンケート調査を実施しています。

①子育ての不安や負担を解消するための施策

未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「児童館、公園など子どもの遊び場の拡充」が最も多くなっています。次いで、未就学児童では「保育所や幼稚園などの費用負担の軽減」、小学生では「子育てのための経済的支援の拡充」となっています。

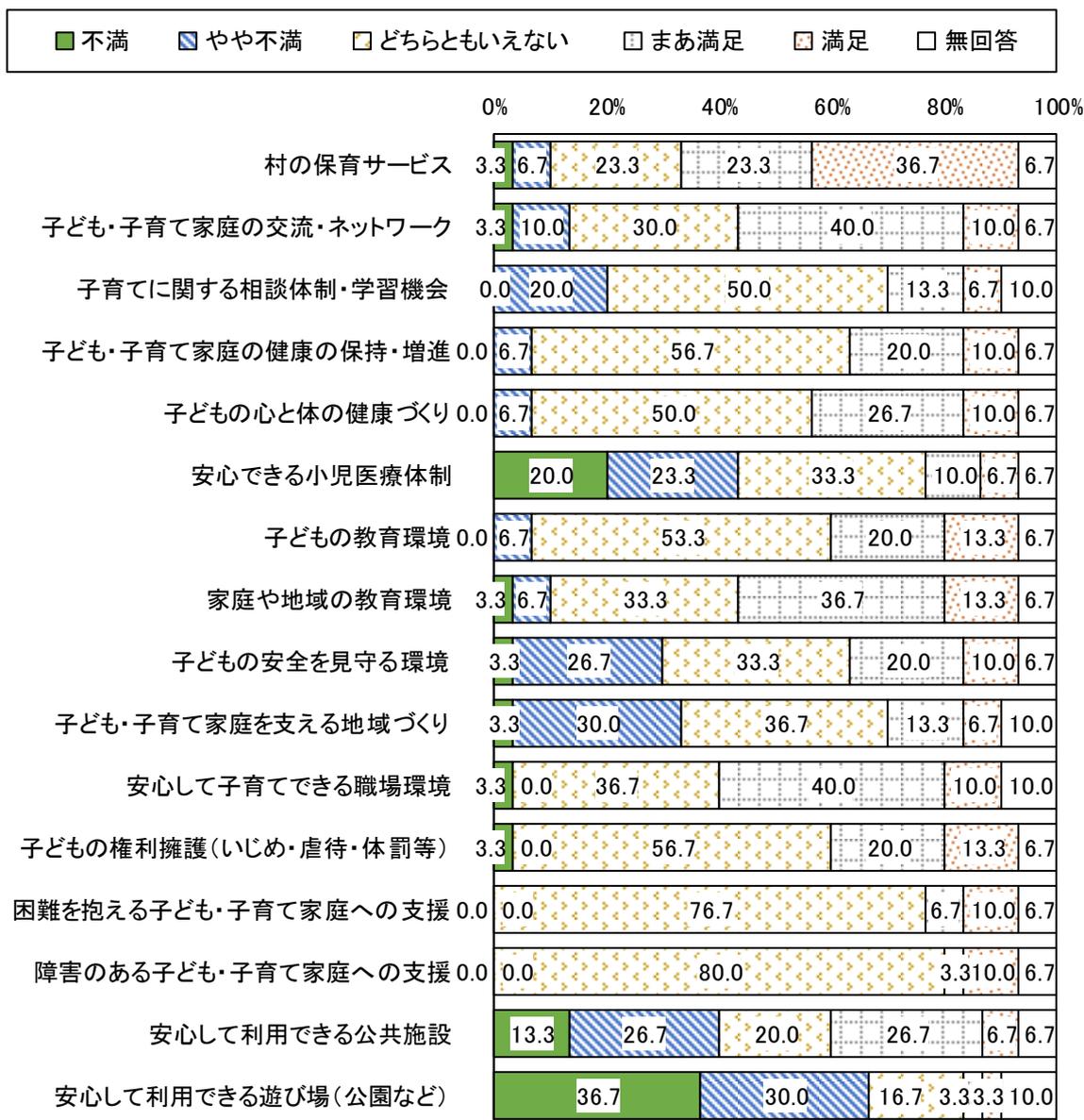


②村の取組の満足度

未就学児童の保護者において、満足度が高い(「満足」+「まあ満足」の割合が高い)項目は、「村の保育サービス」、「子ども・子育て家庭の交流・ネットワーク」と「家庭や地域の教育環境」、「安心して子育てできる職場環境」などとなっています。

一方、満足度が低い(「不満」+「やや不満」の割合が高い)項目は、「安心して利用できる遊び場」、「安心して利用できる小児医療体制」、「安心して利用できる公共施設」などとなっています。

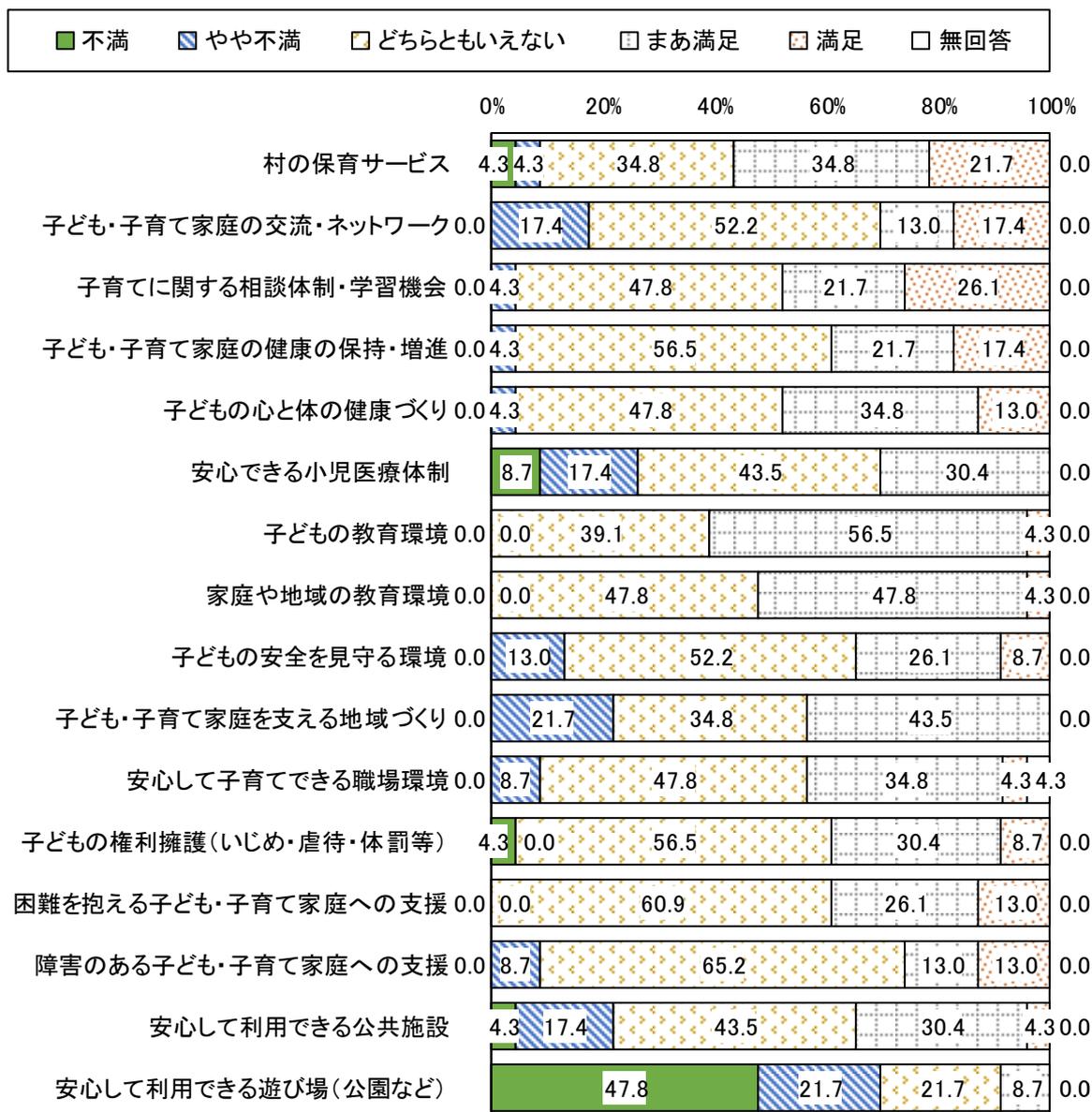
未就学児童保護者(n=30)



小学生の保護者において、満足度が高い（「満足」＋「まあ満足」の割合が高い）項目は、「子どもの教育環境」、「村の保育サービス」、「家庭や地域の教育環境」、「子育てに関する相談体制・学習機会」、「子どもの心と体の健康づくり」などとなっています。

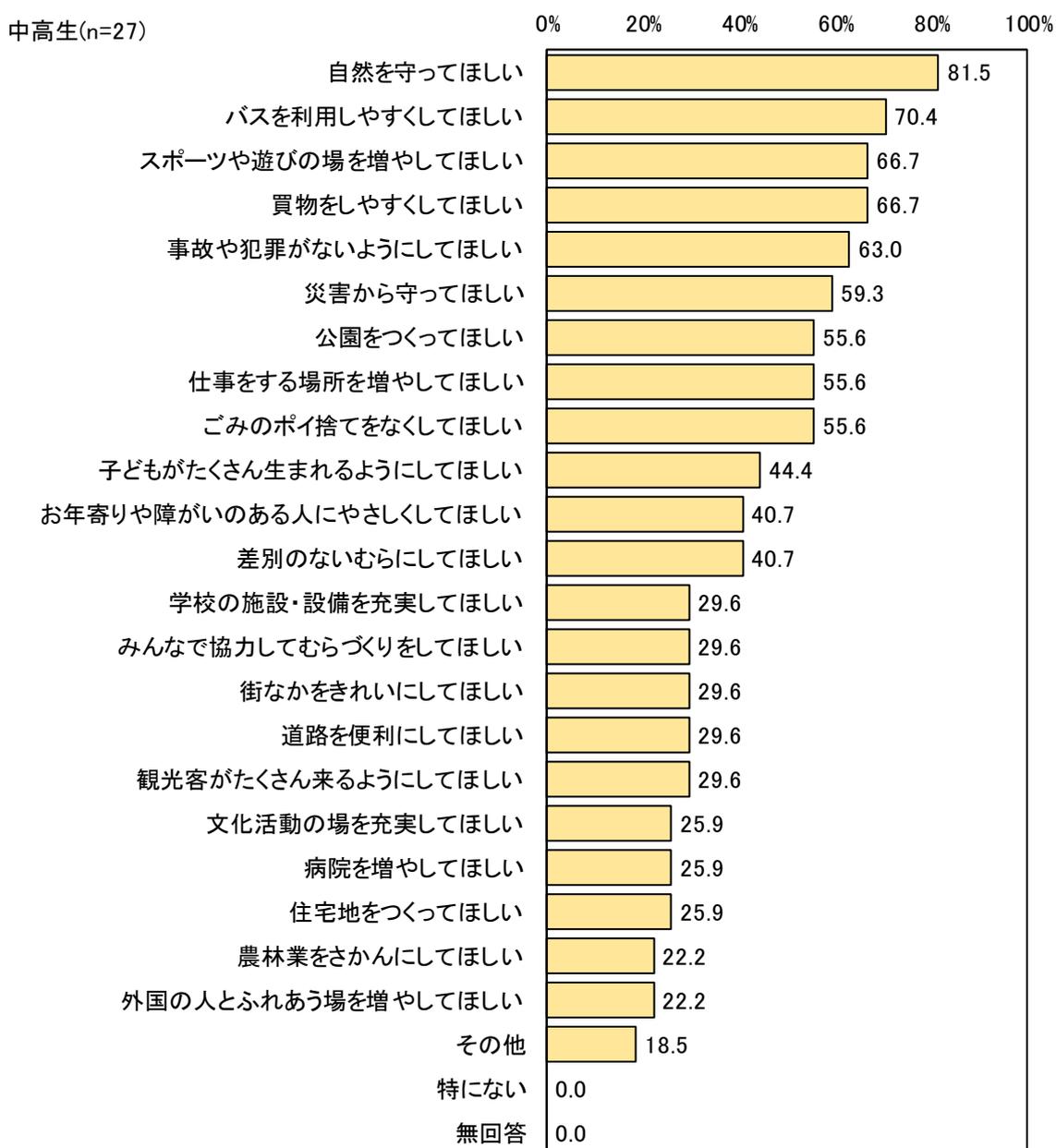
一方、満足度が低い（「不満」＋「やや不満」の割合が高い）項目は、「安心して利用できる遊び場」、「安心して利用できる小児医療体制」、「子ども・子育て家庭を支える地域づくり」、「安心して利用できる公共施設」などとなっています。

小学生保護者(n=23)



③将来に向けて村に望むこと

本村の中学生及び高校生が将来に向けて村に望むことは、「自然を守ってほしい」が81.5%で最も多く、次いで「バスを利用しやすくしてほしい」が70.4%、「スポーツや遊びの場を増やしてほしい」と「買物をしやすくしてほしい」がともに66.7%、「事故や犯罪がないようにしてほしい」が63.0%などとなっています。



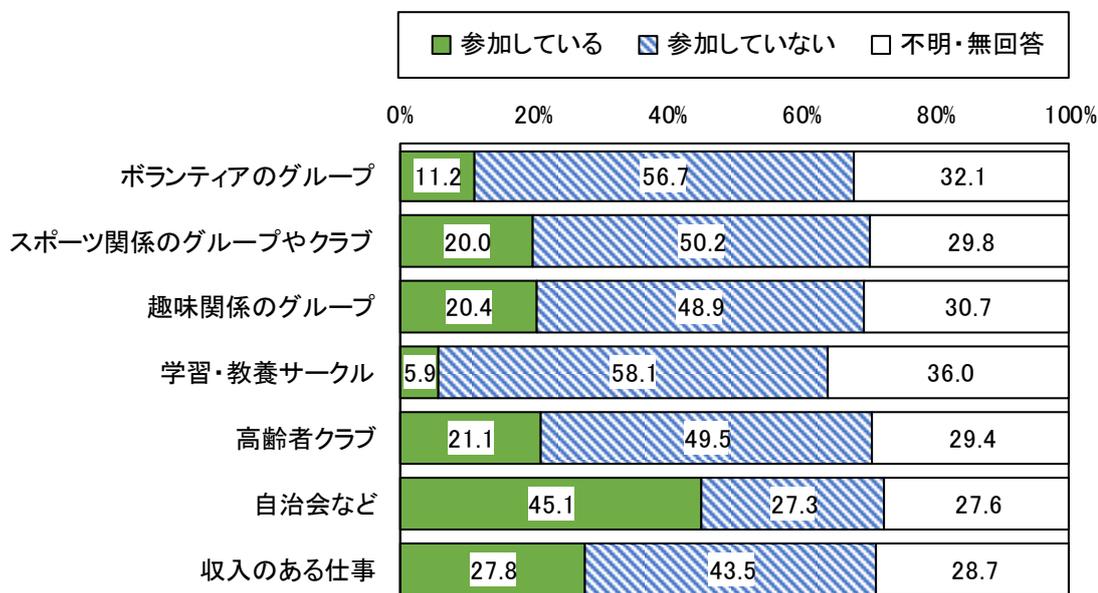
(2) 高齢者福祉

平成28年度に、高齢者の生活状況や健康状態、地域における活動状況などを把握し、高齢者の要望や意向を把握することで、高齢者福祉施策の検討や介護予防の充実に向けた基礎資料とするために高齢者実態調査を実施しています。

① 社会参加の状況

要介護認定を受けていない一般の高齢者の地域での活動については、いずれの活動においても参加していない割合が多くなっていますが、「自治会など」が45.1%、「収入のある仕事」が27.8%で、他の活動に比べて参加頻度が高くなっています。

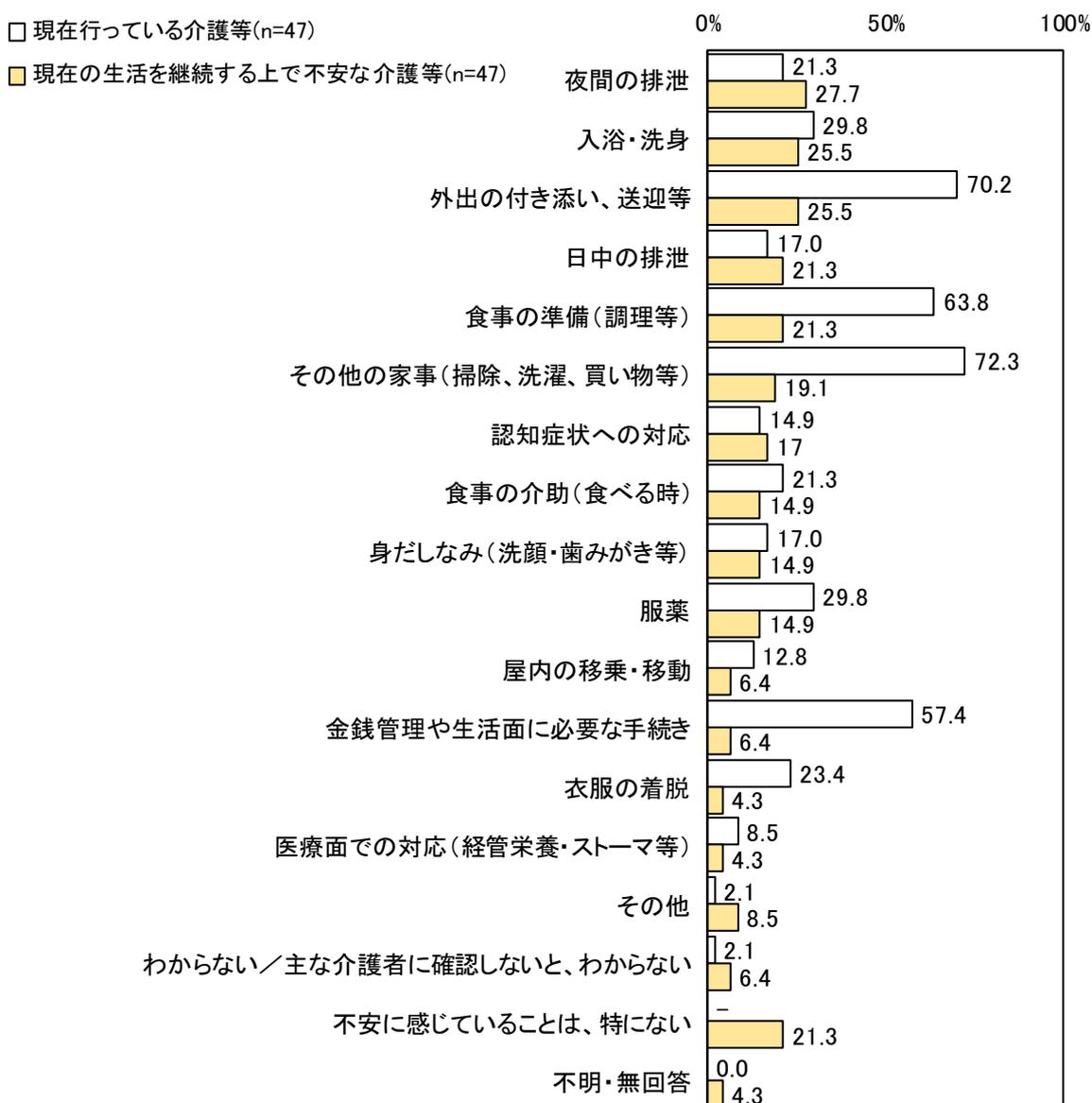
一般高齢者(n=642)



②主な介助内容について

要介護認定を受けている方に対して、現在主な介助者が行っている介護等については、外出支援や家事がそれぞれ約7割で最も多くなっています。

また、介助者が不安に感じている介護等は、日中・夜間の排泄、入浴等、外出支援と食事の準備等が2割から2割半ばで、他の項目に比べて多くなっています。



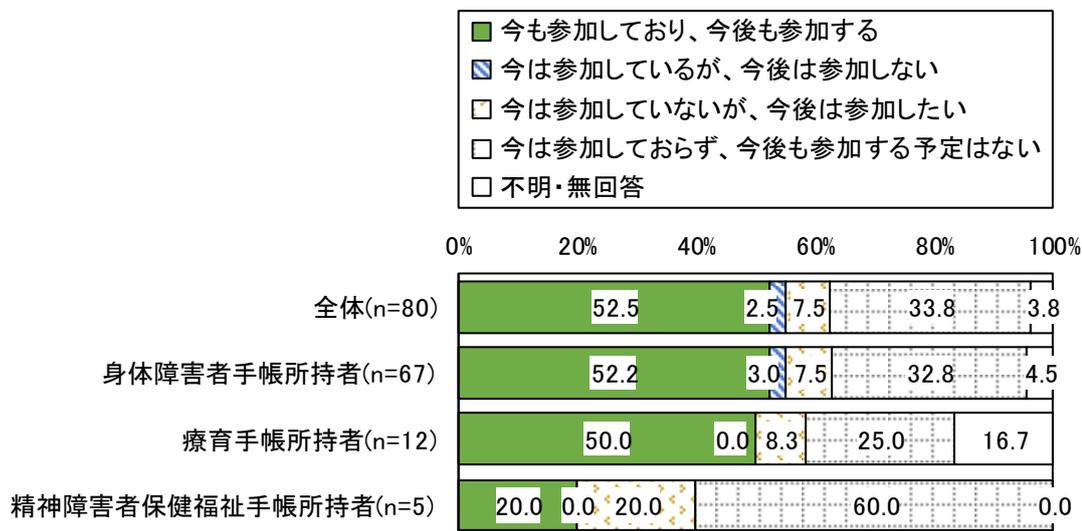
(3) 障害者福祉

平成29年度に、村内に居住する障害者の生活状況や災害時の対応、就労の状況、各種サービスの利用状況・利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しています。

①地域の祭りや行事、イベントへの参加状況

地域行事等への参加状況についてみると、「今も参加しており、今後も参加する」が半数を超え、次いで「今は参加しておらず、今後も参加する予定はない」が33.8%となっています。

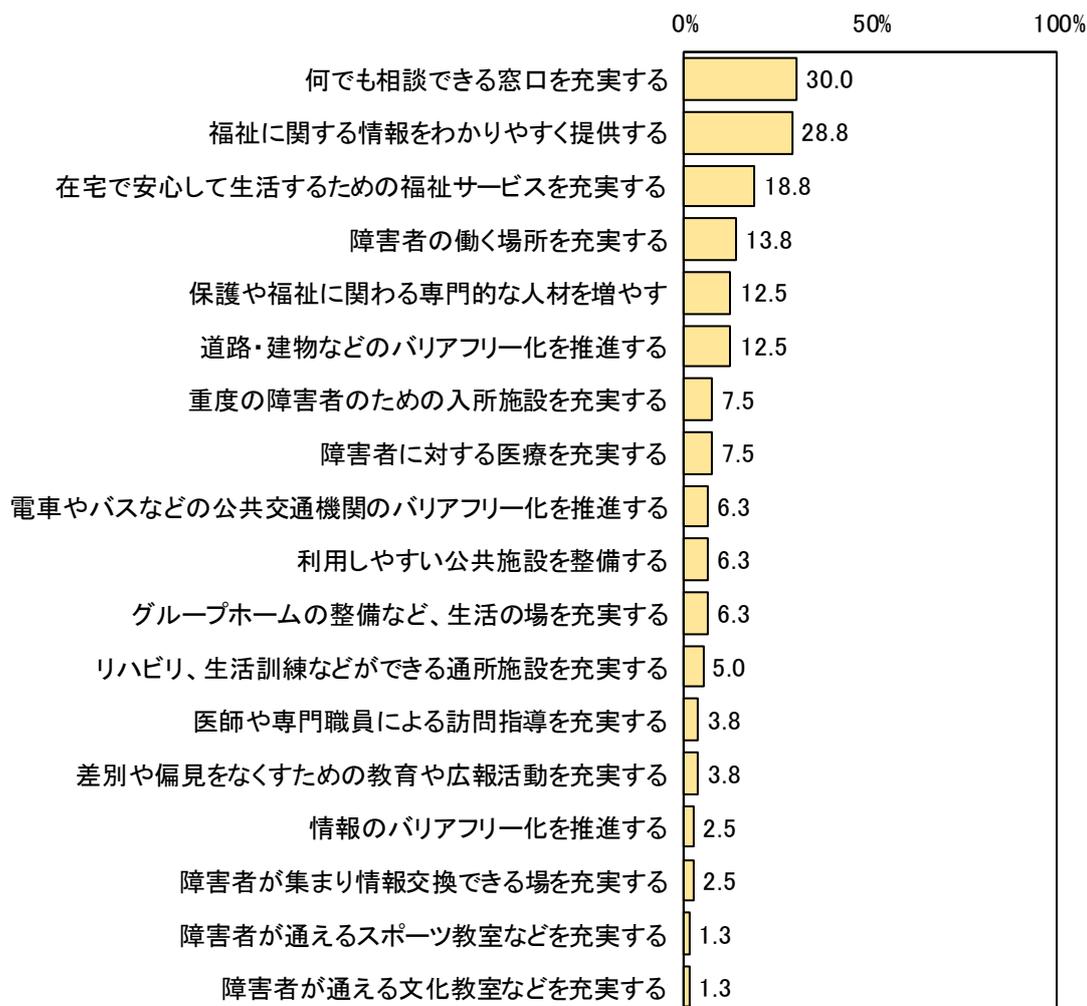
手帳別にみると、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では「今も参加しており、今後も参加する」が半数を超えています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「今は参加しておらず、今後も参加する予定はない」が6割で最も多くなっています。



②暮らしやすい村にするために希望すること

暮らしやすい村にするために希望することについて、「何でも相談できる窓口を充実する」が30.0%で最も多く、次いで「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が28.8%、「在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実する」が18.8%となっています。

全体(n=80)



(4) その他

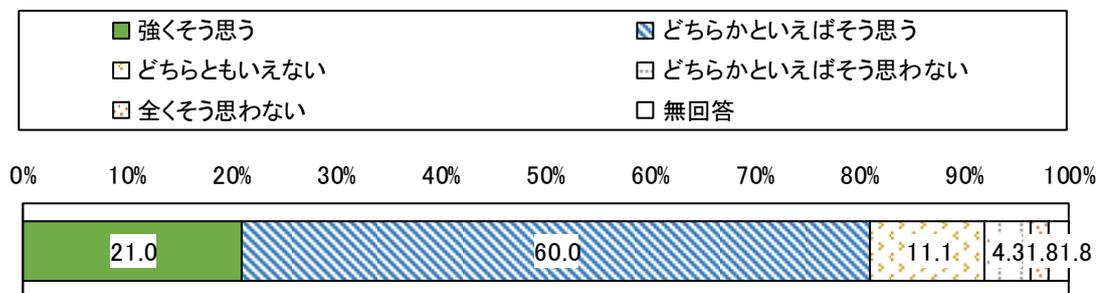
①地域での生活

平成29年度に、健康ひのはら21（第3次）の策定に向けて、計画の見直しと今後の施策に住民意識を反映させることを目的として、平成29年7月に村内在住の20歳以上の方を対象にアンケート調査を実施しています。

その中で、地域の人々がお互いに助け合っているかについて、「どちらかといえばそう思う」が60.0%で最も多く、「強くそう思う」の21.0%と合わせると、81.0%が“そう思う”と回答しています。

一方、「どちらかといえばそう思わない」の4.3%と「全くそう思わない」の1.8%を合わせると、6.1%が“そう思わない”と回答しています。

全体(n=442)



4 本村の現状からみる主な課題

(1) 多様な福祉ニーズへの対応

子育て世帯への調査結果によると、本村の保育サービスの満足度は高くなっているものの、個々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、顕在化する様々な保育ニーズへの対応が求められます。

要介護認定を受けている方への調査結果では、介助者が不安に感じていることは、日中及び夜間の排泄や入浴などの身体介護に関することが多くなっています。本村の後期高齢者の割合は30%を超えており、今後団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年に向けて、介護不安の解消が求められます。

手帳所持者への調査結果では、暮らしやすい村にするために希望することとして、何でも相談できる窓口の充実やわかりやすい情報提供が上位に位置付けられており、アクセシビリティの確保と向上が求められます。

こうしたことから、分野ごとの福祉サービスの質の向上及び量の確保を図るとともに、村民にわかりやすい情報提供体制や相談体制を充実する必要があります。

(2) 安心して生活できる地域づくり

子育て世帯への調査結果によると、安心して利用できる遊び場や公共施設、安心して利用できる小児医療体制などの満足度が比較的低くなっています。

中学生及び高校生への調査結果においては、バスの利用やスポーツや遊び場、買い物など利便性の向上や、防犯・防災に関する要望が多くなっていることから、安全・安心の重要度が高くなっており、暮らしの様々な場面において、安全に安心して生活できる地域づくりを推進する必要があります。



(3) 地域の担い手の育成・支援

本村の高齢化率は50%を超え、今後さらなる高齢化の進行が見込まれます。また、単独世帯の増加や核家族化の進行などにより、地域での支え合いや助け合いの必要性が一層高まってきています。

一般高齢者の調査結果によると、地域での活動について、自治会などへの参加が5割弱、収入のある仕事をしている人が3割弱、高齢者クラブへの参加が2割強などとなっています。

地域で活動をしている人材の状況についてみると、民生・児童委員をはじめとして、ボランティア登録者やシルバー人材センター会員なども一定数おり、そうした地域の担い手を育成・支援していく必要があります。

(4) 地域福祉に関する住民意識の醸成

20歳以上の村民対象の調査結果によると、地域での助け合いについて、助け合っていると思うと回答した人が8割強を占めています。

一方、手帳所持者の調査結果によると、地域行事等への参加について、今は参加しておらず、今後も参加する予定はないとの回答が全体で3割強、精神障害者保健福祉手帳所持者に限ると6割を占めています。

障害のある人も地域行事等へ参加することができるよう支援するとともに、地域の助け合いの輪が障害の有無にかかわらず、すべての村民に広がるよう村民の意識や理解を深めていく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

高齢者や障害のある方、児童とその家庭を含めたすべての住民が、お互いに支え合い、地域の中で生涯にわたって自立していける社会を実現することが求められています。

そのためには、住民一人ひとりが、福祉サービスの利用者としての立場を尊重され、身近な地域で自分に最もふさわしいサービスを自由に選択できる体制を構築しなければなりません。

また、高齢者、障害のある方、児童等の各分野の特性に配慮しながらも、制度の狭間で生活に困難を抱えている方や、複合的な問題を抱えている方等を支援するために、従来の縦割り型の体制から、分野横断的な体制へと転換し、総合的な福祉サービスを提供できるようにすることも重要です。

一方で、すべての住民は、こうした福祉サービスの利用者であるだけでなく、その提供者でもあるという視点から、地域住民一人ひとりが、地域における福祉の担い手として、福祉活動に参加していくことが求められています。

本村は、このように、制度・分野の縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現をめざします。

そのため、本計画の基本理念は、本村の現状及び課題や地域福祉の基本的な考え方等を踏まえつつ、村として一貫性のある地域福祉の推進を図るため、これまでの基本理念を継承し、住民すべてが、みどり豊かな自然の中で、せせらぎや風の音を聞きながら、安らかに生活できるよう、住民と行政の協働により、地域福祉を推進していきます。

◆◆基本理念◆◆

ともに築く、すべての人がいきいきと
安心して生活できるむら・檜原村
～ みどり、せせらぎ、風の音 ♪ ～

2 計画の基本的視点

(1) サービス利用者の立場の尊重

個人の主体性を尊重し、住民が自らに最も合った福祉サービスを選択できるようにすることが求められています。そのためには、サービスの質・量両面の充実を図るとともに、情報提供、相談体制の充実、苦情処理など、利用者の権利と利益を保護する仕組みをつくっていくことが重要です。

本村では、福祉サービスを利用する住民すべての立場が尊重される仕組みづくりを目指します。

(2) 福祉サービスの充実

住民が、地域の中で一人ひとりのニーズにあった福祉サービスを受けられるような体制づくりが求められています。そのためには、サービス提供体制の充実を図るとともに、サービスを提供する人々の資質・能力の向上をさせていくことが重要です。

また、こうした地域支援体制を築くには、公的機関だけでなく、福祉サービスを提供する事業者や住民との協働体制を構築することが不可欠の条件であり、関係機関の連携を一層強化していかなければなりません。

住民のすべてが、自分に最もふさわしいサービスを受けることができる体制づくりを目指します。

(3) 住民参画による地域づくり

住民と行政が一体となった、地域づくりが求められています。地域に住み、地域を一番よく知っている住民一人ひとりが、地域福祉の担い手とならなければなりません。地域住民は、福祉サービスの利用者であるとともに、その提供者でもあるのです。こうした地域福祉への住民の主体的参画を促進し、住民が地域で互いに協力し合い、支え合う地域づくりを進めていかなければなりません。そこで、民間ボランティアやNPOの活動を支援する等、住民主体のサービス提供体制を構築することを目指します。

(4) 総合的支援体制の確立

住民すべてが、「いつでも、どこでも」福祉サービスを受けられるような体制づくりが求められています。従来の高齢者、障害のある方、児童等の分野に対応した縦割りの地域福祉を見直し、利用者の立場に立った、地域福祉を推進していかなければなりません。そこで、無駄のない効率的な福祉サービスの提供という観点から、福祉関係施策の見直し、再編を進めるとともに、相談窓口の整備等、村の組織体制の充実を図ることが必要です。

また、住民の多様なニーズに対応できるよう、医療・保健との連携を進め、総合的なサービス提供体制を構築することを目指します。

(5) 地域共生社会の実現

高齢化や単独世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々の生活課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。

これらは、介護保険や障害者支援、子ども・子育て支援など、単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

一方、少子高齢化や人口減少などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱くなっています。そして、人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、人と人とのつながりを再構築し、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会を実現することを目指します。

(6) 自殺対策の推進

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であるため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

3 計画の施策体系

【基本理念】

【分野別施策】

ともに築く、すべての人がいきいきと安心して生活できるむら・檜原村
みどり、せせらぎ、風の音♪

地域福祉分野

基本目標1 利用者の立場に立った仕組みづくり ①情報提供体制の構築 ②サービスの質の確保 ③サービス利用者の権利と利益の確保 ④総合相談体制の充実	基本目標2 安心して生活できる村づくり ①健康づくりの促進 ②安心の環境づくり ③雇用、生活福祉の充実 ④地域防災体制の整備
基本目標3 総合的な支援体制づくり ①人材の育成と支援と地域ネットワークの構築 ②民生・児童委員の機能充実 ③社会福祉協議会との連携の強化 ④医療・保健等関連サービスの連携の強化	基本目標4 ともに支え合う村づくり ①福祉についての意識啓発の推進 ②住民主体の地域福祉の推進

児童福祉分野

基本目標1 安心して子育てできる環境づくり ①地域で育てる子育て支援

高齢者福祉分野

基本目標1 利用者の立場に立ったサービス提供体制づくり ①情報提供・相談体制の充実 ②成年後見制度の利用促進	基本目標2 安心して生活できる支援体制づくり ①健康づくりの推進 ②介護予防体制の充実 ③在宅サービスの充実 ④介護保険事業の充実 ⑤介護者への支援の充実
基本目標3 地域で支える福祉の村づくり ①地域の見守り体制の充実	基本目標4 ともに暮らす地域づくり ①生きがいづくりへの支援 ②就業への支援

障害者福祉分野

基本目標1 利用者の立場に立ったサービス提供体制づくり ①情報提供体制の充実 ②相談体制の充実 ③障害のある方の参加の促進	基本目標2 安心して生活できる支援体制づくり ①健康づくりの推進 ②医療・保健・リハビリテーション体制の充実 ③在宅サービスの充実 ④療育・教育の充実 ⑤就労支援体制の整備 ⑥経済的支援体制の強化 ⑦住居環境の整備 ⑧移動の自由の確保 ⑨スポーツ・文化活動の充実
基本目標3 地域で支える福祉の村づくり ①支え合いのネットワークの構築 ②人材の発掘、育成、支援	
基本目標4 ともに暮らす地域づくり ①啓発活動の充実	

第4章 分野別施策の推進

1 地域福祉分野

基本目標 1：利用者の立場に立った仕組みづくり

すべての住民が、地域の中で最も自分にふさわしい福祉サービスを主体的に選択できるような社会福祉制度を構築することが求められています。

そのためには、各種サービスについての情報や相談を住民がいつでもどこでも気軽に受けられるようにするとともに、相談業務に携わる人の資質と能力の向上を図らなければなりません。

また、利用者の権利と利益保護の観点から、サービス利用者から提供されるサービスへの苦情等があった場合には、適切な対応ができるような体制を整備するとともに、サービス利用者が良質のサービスを受けられるように取り組むことも必要です。

施策の方向① 情報提供体制の構築

福祉に関する幅広い情報提供に努めるとともに、必要とする福祉サービスの情報が適切に得られるよう情報提供体制を充実します。

また、プライバシーに配慮した、地域からの情報提供システムのあり方について検討します。

No.	事業名	事業概要
1	情報公開の総合的な推進	広報ひのはらやホームページをはじめ、各種行政情報のお知らせ等に幅広く地域福祉に関する情報を提供します。また、各関係機関や相談機関との連携により情報の共有化を図り、より正確で迅速な提供体制を充実します。
2	利用者に応じた情報提供の充実	住民が必要とする情報を、世代の違い、障害の有無、国籍の違い等にかかわらず、誰もが適切に得られるように広報ひのはらやホームページをとおして情報提供の充実に努めます。
3	情報提供とプライバシーの保護	個人の権利とプライバシーの保護を基本に、地域からの情報提供のあり方について検討するとともに、必要な人に適切な情報が伝達されるよう福祉情報の提供に努めます。

施策の方向② サービスの質の確保

事業者が提案するサービス内容を、公正に評価する第三者評価機関を活用して自ら評価結果を公表するよう働きかけるとともに、サービス利用者からの苦情については、関係機関と連携し、適切な対応ができる体制づくりに努めます。

No.	事業名	事業概要
4	苦情対応体制の整備	利用者支援体制の中で、福祉サービスの利用に関する苦情に対応する体制を整備するとともにサービス提供事業者へ第三者評価の受審を促進し、適切なサービス提供との質の確保に努めます。
5	関連機関との連携促進	様々なレベルの苦情に適切に対応できるよう、東京都や東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会、サービス提供事業者など、苦情解決に関する関連機関との連携を促進します。

施策の方向③ サービス利用者の権利と利益の確保

成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、生活困窮者自立支援事業などの適切な活用により、利用者の権利と利益を守ることのできる体制を構築します。

No.	事業名	事業概要
6	自立支援と権利擁護の充実	ひとり暮らし、寝たきりや認知症等の高齢者や知的障害のある方と、その家族のため、地域包括支援センターによる福祉サービスや権利擁護のための相談体制の整備を進めます。また、認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。
7	利用者の保護	サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度の普及・促進を図ります。また、サービス利用者のプライバシーの保護に努めます。
8	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の早期把握など、都と連携し生活困窮者自立支援事業を実施します。また、就労の場の開拓や創出等地域づくりに関する取組に努めます。

施策の方向④ 総合相談体制の充実

地域包括支援センターを中心に気軽に相談できる体制づくりを構築するとともに、相談支援にかかわる従事者の専門性の向上を図り、住民が最も自分に合った福祉サービスを受けることができるよう、実効性のある相談活動の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要
9	窓口における相談の充実	要援護高齢者に関する相談、障害者福祉に関する相談、子育て相談や低所得者への相談等、住民のニーズに応じた相談対応ができるよう、医療、保健、福祉の連携を図りつつ、各窓口での相談体制の充実に努めます。

基本目標2：安心して生活できる村づくり

高齢者や障害のある方など、すべての住民が生涯にわたって地域社会の中で心身ともに健康で自立して生活できる社会が求められています。

そのためには、住民が若い時から生活習慣病の予防等、主体的に健康づくりに取り組むとともに社会の様々な分野に積極的に参画し、生涯に渡り生きがいをもって生活できるよう支援していく必要があります。

また、すべての住民が安心して生活できるよう、防災対策やバリアフリーの村づくりを推進することも重要です。さらに、雇用の確保や、生活に困っている人への支援を充実させることも忘れてはなりません。

施策の方向① 健康づくりの促進

住民の健康意識の高揚を図るとともに、一人ひとりのライフステージや健康状態に合った健康情報の提供や各種健康診査、検診など健康増進事業を実施し、住民の自主的な健康づくりを積極的に支援します。

No.	事業名	事業概要
10	自主的な健康づくりへの支援	住民の健康に対する意識の高揚を図るとともに、健康推進員を中心とした住民主体の健康づくり活動への支援に努めます。
11	健康診査	18歳以上の村内居住者を対象として、健康診査を実施します。受診率の向上を目指すとともに、生涯を通じた健康づくりや健康管理体制づくりに取り組んでいきます。
12	健康教育	各種の健康教育、健康教室を開催します。また、健康教室の参加者の拡大に努めます。
13	特定健康診査	40歳～74歳までの国民健康保険被保険者の方に対し、特定健康診査を行います。メタボリックシンドローム、心臓疾患や糖尿病等の生活習慣病の予防を目的として実施します。また、特定健康診査の受診率向上と特定保健指導の実施率の向上に努めます。
14	各種検診	各種検診を行うとともに、受診に向けた啓発を行い、受診率の向上に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> • 自分の歯で食べる楽しみをいつまでも感じられるよう、歯の喪失を予防することを目的に、歯周病疾患検診を行います。 • 健康自立への意識付けをし、より快適な高齢期を迎えるため、骨粗しょう症検診を行います。 • がん検診の一形態として肝炎ウイルス検診を行います。
15	各種がん検診	早期にがんを発見し治療に結びつけることにより、村民のがんによる死亡率を減少させることを目的として各種がん検診を実施します。受診に向けた啓発や、村民にとって利用しやすい実施体制をつくり、受診率の向上に努めます。

No.	事業名	事業概要
16	インフルエンザ等各種予防接種	感染症の流行を抑制し、また、り患した場合の重症化を予防するため、予防接種を積極的に進めていきます。
17	人間ドック	檜原診療所において、人間ドックを実施します。診療所と連携し、受診に向けた周知・啓発等を行います。

施策の方向② 安心の環境づくり

公共施設建設等にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を前提に道路や各種施設を利用しやすく安全なものへの整備に努めるとともに、地域や住み慣れた自宅で暮らしていけるよう、住宅のバリアフリー化や移動手段の確保など日常生活の支援に努めます。

No.	事業名	事業概要
18	バリアフリーのまちづくりの推進	「東京都建築物バリアフリー条例」等に基づき、住宅、生活環境の整備等、福祉のまちづくりを計画的に推進します。
19	住宅改造費の助成	高齢者が在宅で生活しやすいように住宅の改造費を助成します。助成の対象となるのは、玄関、台所、浴室、トイレ、居室で、介護保険と整合性をとりながら事業の推進を図ります。
20	救急情報の活用支援事業	災害時や救急時など、緊急の事態に備え、救急医療情報キットを配布し、在宅福祉の増進を図ります。
21	移送サービス事業	保健、医療、福祉の総合拠点であるやすらぎの里の利用後に郵便局、農協等へ行きたい方に対して、庁用車により役場まで移送するサービスを実施します。
22	緊急通報体制の充実	高齢者等の世帯の安全確保のため、緊急通報体制の新たな事業も検討し、より一層の充実を図ります。
23	移動手段の確保	デマンドバスや乗り合いによる外出支援の実施、福祉モノレールの改修・維持管理に努めるなど、交通不便地域の移動手段の確保に努めます。
24	買い物支援の実施	地理的な特性により、買い物に不自由を感じる高齢者等も多いことから日常生活に不便を生じないよう買い物支援の充実を図ります。

施策の方向③ 雇用、生活福祉の充実

社会福祉協議会と連携を図りながら、年齢や障害の有無にかかわらず、安定した収入が保障され、住民が安心して就労できるよう支援するとともに、地域で身近に活用できる福祉サービスの充実に努めます。

No.	事業名	事業概要
25	就労に関する相談や支援	西多摩くらしの相談センターと連携し、生活困窮者や失業中の方、働いた経験のない方の相談業務を行うとともに、就労準備支援や一人ひとりの状況に応じた就労の支援に努めます。
26	気軽に利用できるサービスの充実	高齢者や障害のある方が気軽に集えるサロン活動、子育てや健康づくりに関する教室等、地域において気軽に利用できる福祉サービスの充実に努めます。
27	温泉無料宅配事業	高齢者世帯等に週1回やすらぎの湯を配湯します。
28	高齢者世帯等ごみ出し支援	ごみ出しすることが困難な高齢者や障害者の世帯等に対し、声かけを行いながら、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の戸別収集を実施します。
29	高齢者等外出支援	路線バスやデマンドバスの運行のない地域を対象に、医療機関への受診や役場、郵便局への送迎を行う高齢者等外出支援事業の充実に努めます。

施策の方向④ 地域防災体制の整備

地域防災計画に基づき、災害時の対応について計画的に推進するとともに、避難場所の確保・周知、個人情報の取り扱いに留意した要配慮者の把握と支援ネットワークの構築に努めます。

No.	事業名	事業概要
30	総合的な防災体制の充実	地域防災計画に基づき、自主防災組織の育成、活動支援や防災マップの作成等総合的かつ計画的な防災対策を推進します。
31	避難場所の確保	身近な学校施設や公園等、誰もが安心して避難できる避難場所や施設の確保に努めます。
32	要配慮者の保護	災害時における緊急連絡体制を整備するため、役場の防災担当と連携し、プライバシーの保護に配慮しつつ、高齢者や障害のある方等の要配慮者の把握に努め、地区ごとに災害発生時に安否確認・避難誘導・救助活動を行う体制を整備します。

基本目標3：総合的な支援体制づくり

すべての住民が地域で自立した生活を送るためには、公的な福祉サービスと社会福祉関係の事業者、地域住民や NPO 等の民間団体による活動の連携を強化することが求められています。

また、住民、関係団体、行政の稼働を推進するためには、公的なサービスと民間のサービスを調整していく仕組みづくりが重要です。

さらに、住民一人ひとりがそれぞれのニーズに合った福祉サービスを受けられるよう、担い手となる人材の発掘、育成、支援を図ることが必要です。

施策の方向① 人材の育成と支援と地域ネットワークの構築

多くの住民が地域福祉活動の担い手となるよう、地域、学校、事業所等へ働きかけを行うほか、関係団体の人材の育成を支援します。

また、専門的な福祉サービスと、社会福祉関係の事務所、地域住民や NPO 法人等の民間団体による活動を有機的に組み合わせた総合的支援ができるよう、公的サービスと民間のサービスを結びつけ、調整していく仕組みをつくります。

No.	事業名	事業概要
33	ボランティア活動の促進	ボランティア活動の普及やボランティア人材育成の啓発活動を社会福祉協議会と連携し、推進していきます。
34	コミュニティ活動の活性化	地域福祉活動の主体となる団体や行政区組織に対して、行政情報の提供や地域での交流活動への支援を行うとともに近隣同士の主体的活動や共助関係の構築を促進します。
35	コミュニティ施設の整備・充実	コミュニティの拠点として、地域の様々な資源（コミュニティセンター等）を活用して、誰もが気軽に参加し、交流や運動を行う地域サロンが地域の拠点づくりを進めます。
36	住民活動・NPO活動の促進	様々な住民活動や団体への支援を図るとともに、NPO団体や檜原ボランティアセンターの活動を支援します。

施策の方向② 民生・児童委員の機能充実

民生・児童委員が活動を行いやすいよう目的や活動内容について周知を徹底し、各種団体等とのネットワークの構築を支援するとともに、委員への情報提供や研修の充実に努め活動内容の強化を図ります。また、やむを得ない事情から、生活に困窮している人々に対する経済的支援制度等を紹介し社会的自立を支援します。

No.	事業名	事業概要
37	民生・児童委員活動の充実	地域で支援が必要な世帯等の情報収集や相談対応、行政等の保健・福祉サービスをつなぐ窓口としてより一層の活動の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要
38	民生・児童委員への情報提供や研修機会の充実	新しい制度などについての情報提供に努めるとともに、先進地視察や研修などの充実を図ります。
39	低所得者福祉の充実	西多摩くらしの相談センターやNPO団体との関係強化や情報の共有により、低所得者や引きこもりがちな方の自立に向け、実状にあった相談、指導体制の充実を図ります。

施策の方向③ 社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会の活動内容について周知を図り、地域福祉推進の中核として積極的な活動ができるよう事業運営等の支援を行います。

No.	事業名	事業概要
40	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な組織として位置づけ、地域の福祉活動を推進していくため連携を図っていきます。

施策の方向④ 医療・保健等関連サービスの連携の強化

やすらぎの里を中心とした医療・保健・福祉・教育等の連携を推進し、住民が総合的な保健・医療サービスを受けることができる環境整備を図るとともに、万が一の際の緊急通報体制の強化・充実に努めます。

No.	事業名	事業概要
41	各種健診・保健指導の充実	妊婦、乳幼児、成人、それぞれのライフステージ毎に健診を実施します。また、健診後のフォローとして健康相談、健康教育、訪問指導等積極的に取り組み、疾病の早期発見と予防対策を総合的に推進します。
42	医療との連携強化	住民が安心して適切な医療が受けられるよう、近隣の医療機関・医師会との連携を強化します。

基本目標4：ともに支え合う村づくり

すべての住民が地域で安心して豊かな生活を送るために、住民と行政が一体となって地域福祉を推進することが求められています。

ノーマライゼーションの理念は社会の中に浸透しつつありますが、高齢者や障害のある方への差別や偏見がなくなったわけではなく、今後も積極的にノーマライゼーションや心のバリアフリーについての啓発を推進していかなければなりません。

また、住民がお互いに助け合い、支え合うには、日常生活の中で日頃から住民同士が交流を深め、心のつながりを築くとともに、地域福祉への主体的な参画を促進することが必要であり、NPO やボランティア等の関係団体の活動への支援体制を充実させなければなりません。

施策の方向① 福祉についての意識啓発の推進

高齢者や障害のある方など、支援を必要とする人について、住民の認識や理解を深めるための情報提供や意識啓発を図るとともに、学校教育や生涯学習などを通じた福祉教育の推進に努めます。

No.	事業名	事業概要
43	福祉に関する意識啓発の推進	他世代交流や福祉施設などとの交流機会を拡充し、支えあいの意識づくりやノーマライゼーション理念の普及に努めます。
44	学校・地域における福祉教育の推進	学校教育の中で地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、福祉施設での体験学習等の福祉教育を推進します。

施策の方向② 住民主体の地域福祉の推進

広報やホームページ、地域活動の機会などを通じて、地域福祉に対する住民意識の向上に努めるとともに、民間ボランティア団体等の活動支援や活動内容の周知により住民主体の地域福祉活動および住民参画を促進します。

No.	事業名	事業概要
45	地域福祉に関する広報・周知の充実	広報ひのはらやホームページをはじめ、コミュニティセンター等の施設を利用した様々な機会を通じて、地域福祉に関する広報・周知を推進し、住民の意識の向上に努めます。 また、地域で活動している様々な活動団体の役割、ボランティア活動の内容や地域のニーズや福祉に関する人材の確保の必要等についての情報提供を行い住民参加の促進を図ります。
46	住民参加機会の充実	地域福祉に関わる各種団体や NPO 法人の取組、福祉活動に関するイベント等の情報提供を充実し、住民参加のキッカケとなる機会づくりに努めます。

2 児童福祉分野

基本目標1：安心して子育てできる環境づくり

子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、国や地方を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められます。

本村では、平成17年度に次世代育成支援行動計画を策定し、児童福祉や子育て支援に係わる各種施策を展開してきました。また、平成27年度からは「子ども・子育て関連3法」の本格施行にあわせ、子ども・子育て支援事業計画を策定しました。今後も計画に基づき、より充実した子育て支援対策の推進を図る必要があります。

また、価値観の多様化から、子育て中の家庭の家族形態や家庭環境も多様化しているため、行政や保育所、学校関係のみならず、地域住民も参画した子育て支援体制の構築が求められます。

施策の方向① 地域で育てる子育て支援

子育てに関わる各種サービスや制度の情報提供を充実するとともに、保育の充実など子育て支援対策の充実や相談体制の整備に努め、地域一体となった子育てに取り組みます。

No.	事業名	事業概要
47	情報提供の充実	子育てに関する各種サービスや制度などを広報やインターネット、子育てハンドブックなどを通じて、わかりやすい情報の提供に努めます。
48	相談体制の整備	子ども家庭支援センター等において、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できるよう、相談窓口を充実するとともに、専門家も含めた相談体制の充実を図ります。
49	保育の充実	保育施設の整備充実に努めるとともに、保育時間の延長やファミリー・サポート・センターや子育てボランティアなど保育施設以外での保育体制の充実に努めます。
50	経済的支援の充実	保育、教育に関わる助成や医療費助成など、子育てへの経済的支援を充実します。
51	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、経済的支援も含めた子育て支援事業の充実に努めます。
52	地域で見守る子育て体制づくり	子どもの人権についての啓発や児童虐待、青少年の非行など地域全体で見守る子育て支援体制づくりに努めます。
53	公園や広場の充実	誰もが安心して気軽に憩える公園や広場の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要
54	広報・インターネット等による情報提供	子育て情報の収集を図り、広報やインターネットなどを活用し、情報を提供します。
55	要保護児童対策地域協議会の充実	福祉関係者、教育委員会、学校、児童相談所、保健所、警察署などの関係機関が連携の強化に努めます。
56	児童虐待防止体制及び啓発活動の充実	児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、児童虐待防止ネットワークを整備し、子どもへの虐待の予防や早期発見に努めます。
57	いじめや不登校に対する相談・支援体制の整備	不登校児童・生徒の居場所づくりや引きこもりがち子どもへの訪問指導の実施に対する支援体制の充実を図ります。

3 高齢者福祉分野

基本目標1：利用者の立場に立ったサービス提供体制づくり

サービス利用者の視点に立ったサービスの提供を行うためには、サービスの質的・量的な充実を図るとともに、わかりやすい情報の提供や、身近な場所で気軽に相談できる体制の充実が求められます。

また、今後すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護ニーズの増大や認知症の高齢者など支援を必要とする高齢者が増加することが見込まれることから、住み慣れた地域において必要な支援やサービスを受けることができる体制の充実が求められます。

こうしたことから、必要な情報提供及び相談支援を行うとともに、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用促進を図るために、周知及び必要な制度等確立し、認知症者や障害者等の権利を守ることができる社会の実現を目指します。

施策の方向① 情報提供・相談体制の充実

村の広報やホームページを活用し、高齢者に対する福祉サービスの情報提供を推進するとともに、地域包括支援センターの相談体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
58	多様な媒体を活用した情報の提供	高齢者に対する福祉サービスについて、村の広報・ホームページを活用し、広く周知を行います。また、高齢者福祉サービスのパンフレット作成を行います。
59	相談支援体制の確立	高齢者の相談窓口の充実を図るため、相談支援体制の整備を行います。

施策の方向② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の推進機関又は中核機関の設置の検討など、支援体制の整備を行います。

No.	事業名	事業概要
60	中核機関（推進機関）の設置	認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合でも、地域で生活を継続できるよう、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能を備えた機関の設置を検討します。
61	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用を促進するために、申立に係る費用の助成や、成年後見人に対する報酬費用の助成等、各種事業の検討を行います。
62	市民後見人等の活動支援	権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人を含めた活動支援のあり方について検討します。

基本目標2：安心して生活できる支援体制づくり

介護を必要とする高齢者を支援する制度として介護保険制度は定着しつつありますが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、一層のサービスの充実や質の向上、情報提供の充実が求められます。

近年、高齢化や核家族化に伴い、高齢者が高齢者を介護する老老介護のケースや施設への入所希望の増加をもたらしています。

こうした状況に対応するためには、在宅サービスの一層の充実や介護者への支援が重要です。また、高齢者が地域で自立して豊かな生活を送れるよう、介護状態にならないための介護予防や健康づくりに積極的に取り組んでいかなければなりません。

施策の方向① 健康づくりの推進

健康相談等による健康づくりへの意識向上や健診等の充実による高齢者の疾病等の予防と早期発見に努めます。

また、在宅療養への訪問看護指導の充実などの各種健康対策の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
63	予防と早期発見の対策	医療・保健・福祉などの関係機関の連携を強化し、老人性認知症を含む高齢者の疾病予防に努めます。また、家族・地域社会との協力関係を築きながら、早期発見に基づく対策を講じます。
64	健康相談	介護予防にもつながる生活習慣病の予防、認知症の進行防止等のために、医療・保健・福祉が連携し、必要な指導と助言を行います。また、家族介護者の心身の健康に関する個別相談も実施します。
65	後期高齢者健康診査	75歳以上の後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等の早期発見、健康の保持増進のため、東京都後期高齢者医療広域連合が保険事業として行う健康診査を受託し、実施します。また、高齢者が継続的に自身の体調を自己管理できるよう、健診環境・体制の整備を推進します。
66	訪問看護指導	検診受診後の事後指導や療養上の保健指導が必要な方やその家族等を対象に、保健師、看護師等が心身の機能低下の予防や健康の保持増進を図るうえで必要な相談・指導を行います。また、檜原診療所による訪問看護サービスの充実に努めます。

施策の方向② 介護予防体制の充実

高齢期においても住み慣れた地域で自立して生活できるよう、介護予防の普及・啓発に努めるとともに、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、介護予防事業を推進します。

No.	事業名	事業概要
67	介護予防ケアマネジメントの推進	高齢者が住み慣れた地域で元気な生活を継続できるよう、総合事業として、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」を実施し、介護予防を推進します。

No.	事業名	事業概要
68	介護予防特定高齢者および一般高齢者評価事業	介護予防事業を効率的に実施していくため、個々の事業評価を行い、評価結果を村、地域包括支援センターをはじめとする関係者で共有することで、サービスの質の向上につなげ、より適切なサービスの提供を図ります。
69	介護予防普及啓発事業	介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行い、高齢者一人ひとりが介護予防に取り組めるよう、勉強会の開催等を行います。また、高齢者が少ない地域や高齢者活動がない地域に対する普及啓発について検討を行います。

施策の方向③ 在宅サービスの充実

介護を必要とする高齢者ニーズに対応するサービス提供体制を充実させるとともに、在宅介護保険サービスとの整合性や介護保険制度を補完するサービスのあり方を踏まえて、高齢者が地域で自立できるよう、在宅サービスの充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
70	ボランティア等の育成支援	社会福祉協議会との連携による村民ボランティアの人材の確保と育成に努め、更にホームヘルパーの質の向上を目指し、研修会等を開催し、在宅者の支援を行っていきます。
71	ホームヘルパー等の育成と活用	介護職員養成事業において、広く周知し多くの方に積極的に補助をうけていただき、様々な供給形態の確保に努め、介護保険との整合性を保ちながら更なる在宅者の支援を行います。
72	理髪サービス事業	村内理髪業者が寝たきり高齢者の自宅に出張し、自宅で理髪ができるよう、寝たきり高齢者の理容保持に努めます。
73	配食サービスの実施	高齢者への栄養・体調管理や訪問活動として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などへ配食サービスを行います。
74	在宅高齢者短期保護事業	在宅の高齢者について、介護者が病気になるなど、緊急の理由により介護を受けられない状態になった場合の支援を行います。

施策の方向④ 介護保険事業の充実

在宅サービスや施設サービス事業者との連携を図るとともに、介護給付の適正化の推進に取り組みます。また、介護サービスの質を確保する観点から、介護支援専門員との情報共有体制を充実するとともに、関係スタッフの資質向上に努めます。

No.	事業名	事業概要
75	居宅サービスの充実	介護保険による、居宅サービス計画に基づき住み慣れた地域で安心して療養できる質の高い居宅サービスの提供に努めます。
76	施設サービスの充実	事業所と協議し、施設の充実を図るほか施設利用についても優先的に利用できるように施設サービスの充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
77	介護予防サービス計画の推進	地域包括支援センターにおいて、特定高齢者や要支援者が要介護状態になることを予防するため、心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、総合事業や予防給付事業など適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援を行います。
78	介護支援専門員への情報提供	地域包括支援センター主催の介護事業所連絡会で情報を共有し、利用者の希望が的確にケアプランに反映できるよう対応します。
79	介護支援専門員の質の向上	地域ケア会議、研修会、事例検討会を通して介護職員の質の向上を図ります。
80	介護給付費等適正化事業	真に必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や介護サービス事業者連絡会等における情報提供等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を行い、介護給付費の適正化を図ります。
81	ケアプランの実効性の確保	利用者にとって必要なサービスが必要な量だけ提供されているか、心身の状態に見合っているかなど、適正なケアプランの検討を行い、最適なケアプラン作成を支援します。

施策の方向⑤ 介護者への支援の充実

介護者の心身の負担軽減や介護者相互の交流を促進し、介護者が孤立しないように支援するとともに、介護技術や知識の普及による介護負担の軽減化に努めます。

No.	事業名	事業概要
82	介護者への支援	介護保険サービスと整合性をとりながら、介護者への支援体制を充実し、介護者に対する介護負担の軽減と地域交流の促進に努めます。「やすらぎの里」に設置されている地域包括支援センターを在宅介護の拠点施設として位置付け、身近な地域社会での介護者の孤立化を防止するために活用します。また、適正なサービスの受給ができる、きめ細やかなシステムづくりに取り組みます。
83	日常生活用具の給付・貸与	介護保険サービスと整合性をとりながら、在宅寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者等に対して、日常生活用具を給付・貸与し、高齢者等の福祉の増進を図ります。
84	家族介護者教室	介護者の実態を把握する居宅介護サービス事業者と地域包括支援センター等が家族介護者に対し、介護や転倒予防に関する指導を行い、介護技術の向上による介護者負担の軽減を図ります。
85	家族介護慰労金	1年間介護サービス給付を利用しなかった介護被保険者を介護する家族に対し、家族介護慰労金を支給します。
86	高齢者介護用品等給付	介護度3以上の方に紙おむつを支給し、家族の経済的・精神的負担を軽減します。

基本目標3：地域で支える福祉の村づくり

地域福祉の充実を図る上で、地域の人々の支え合いが重要な役割を果たします。高齢者も含め多くの住民が、ボランティアとして様々な分野に参加することが必要です。また、人と人との支え合いの輪を広げていくことは、高齢者が安心して生活できる地域づくりにもつながります。

今後、高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者など、地域での支援を必要とする高齢者が増加していくことが想定されることから、地域の高齢者を支援する中核施設を充実し、地域の人々とともに高齢者を優しく見守り、あたたかく支援する地域づくりを推進しなければなりません。

施策の方向① 地域の見守り体制の充実

地域の中で、高齢者が安心して生活できるよう、ひとり暮らし高齢者世帯の交流や多世代交流の機会づくりに努めるとともに、民生・児童委員をはじめとした、自治会、高齢者クラブなどの協力による地域の見守りと支え合いのネットワークの構築を図ります。

また、認知症についての正しい理解と支援についての周知に取り組みます。

No.	事業名	事業概要
87	ふれあい事業	高齢者と児童の交流を深めるため、学校給食を利用し、地区の高齢者クラブと小学生によるふれあい給食会を実施します。
88	見守りネットワーク	見守りの必要な高齢者を支援するため、高齢者対策推進委員会を中核として、民生・児童委員、自治会、高齢者クラブ、近隣住民の連携と協力により、地域での見守りネットワークの構築を図ります。
89	認知症サポーターの養成	認知症を正しく理解し、認知症の人と出会ったときに適切に対応するとともに、認知症の人と介護する家族をあたたかく見守り応援するため、認知症サポーター養成のための講座を開催します。
90	認知症地域支援推進員の配置	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員を配置します。

基本目標4：ともに暮らす地域づくり

高齢者の多くは、地域の中で元気に生活しています。その中には、豊かな知識や経験、様々な資格をもった高齢者も多くいますが、地域の活動の中で十分に生かされていない面があり、生きがいをもって活動できるような社会が求められています。

今後は、高齢者が社会のさまざまな分野でいきいきと活躍できるよう、地域社会の担い手として明確に位置付け、その豊富な知識と経験を生かした文化・スポーツ活動やボランティア活動などを積極的に支援し、参加機会を充実することが重要です。

施策の方向① 生きがいづくりへの支援

高齢者の自主的な社会参加を促進し、地域の支え合いの担い手として積極的に活動できる機会を充実します。世代間交流を中心とした事業や福祉団体、ボランティアなどを中心とした活動の拡大を図ります。

No.	事業名	事業概要
91	高齢者クラブ助成事業	高齢者クラブ助成事業を進め、高齢者の社会参加を促進します。高齢者クラブは、研修旅行、ゲートボール、カラオケ、道路・神社・寺などの清掃を行い、高齢者の孤立防止や日常支援などを図ります。
92	敬老福祉大会の開催	敬老福祉大会を毎年1回開催します。
93	余暇活動利用等の推進	高齢者の経験・技芸・趣味を生かし、書道教室や郷土技芸等の講習など、生きがい対策の支援・充実を図ります。
94	小地域福祉活動の推進	社会福祉協議会で推進する、地域の共助活動としての小地域福祉活動を支援します。

施策の方向② 就業への支援

シルバー人材センターと連携し、高齢者が長い人生経験の中で培った知識や能力を活用して、生涯にわたっていきいきと暮らし続けられるよう就業への支援を行います。

No.	事業名	事業概要
95	高齢者就労の促進	シルバー人材センターへの積極的な支援・活用を図り、その人の能力・体力等に応じた社会の担い手としての役割を果たすための支援に努めます。
96	シルバー人材センターへの支援	高齢者の生きがいづくりや社会参加の場として、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者がそれぞれの経験や技能を生かせる就労の場の提供に努めます。

4 障害者福祉分野

基本目標1：利用者の立場に立ったサービス提供体制づくり

利用者の立場に立ったサービスを提供するためには、サービスの質的量的な充実を図るとともに、サービスについての情報提供、相談体制の充実など、総合的な支援体制を構築しなければなりません。

また、障害がある方の立場に立ったサービス提供体制を確立するには、障害のある方自身が計画の策定や事業の展開に参加することが重要であり、そうした仕組みづくりも必要です。

施策の方向① 情報提供体制の充実

言語、聴覚によるコミュニケーションに障害がある方の意思疎通が支援できるよう、手話の普及や手話通訳者の派遣に取り組むとともに、情報のバリアフリー化を促進するための手法や技術等の調査・検討を進めます。

No.	事業名	事業概要
97	手話講習会	聴覚障害のある方への理解と手話の普及を図るため、手話講習会の開催を検討し、聴覚障害のある方のコミュニケーションを支援します。
98	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳等の方法により、障害のある方とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。
99	情報バリアフリーの推進	視覚や聴覚に障害のある方に対する情報バリアフリーを促進するため、社会動向や新しい技術に対応した、情報提供方法について調査・検討を進めます。

施策の方向② 相談体制の充実

障害のある方が、個々の障害の程度や生活の状況に応じた適切なサービスを自ら選択し、利用できるよう相談体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
100	相談体制の充実	身体障害や知的障害のある方の相談員を配置し、地域に密着した活動を促し、また、地域の民生・児童委員との連携を図り、障害のある方の問題解決、社会参加等、多角的な面から相談業務を行います。
101	精神保健巡回相談の充実	巡回相談を実施し、精神障害のある方の早期治療と社会復帰のため、専門医や保健師などによる相談等について充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
102	関係機関との連携強化	東京都（西多摩保健所）で実施する精神保健事業の積極的・有機的な活用を図るとともに、福祉事務所や医療機関との連携を強化し、専門機関からの精神保健サービスが速やかに提供されるように努めます。
103	指定相談支援サービス	地域生活に移行した障害のある方、退院した精神障害のある方など、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身者等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる方に対し、相談支援事業者との連携を図り、総合的なケアマネジメントを提供していきます。
104	相談支援事業	障害のある方やその家族等の障害福祉全般に関する相談に応じ、サービス提供事業所や専門機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見など権利擁護のために必要な援助を行います。

施策の方向③ 障害のある方の参加の促進

障害のある方自身や家族と関係団体等がともに障害者福祉について検討し、相互交流ができる体制づくりを推進し、社会参加の機会提供や活動支援に努めます。

No.	事業名	事業概要
105	団体・機関のネットワーク化	障害のある方本人や家族、支援団体、社会福祉法人などと行政がともに福祉施策のあり方などについて考え、相互交流を図ることができるよう、ネットワーク化を図ります。
106	障害者団体助成	檜原村障害者団体への助成の充実を図り、「ひの木の家」の活動と障害者団体の社会化・活性化を促します。
107	心身障害のある方の交流の促進	心身障害者親睦旅行事業などの促進を図り、心身障害のある方との交流機会を提供するとともに障害者団体の活動を支援し、社会参加の充実を図ります。
108	地域活動支援センターの設置	障害のある方等の創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等を支援するための地域活動支援センターの設置について地域自立支援協議会で検討します。

基本目標2：安心して生活できる支援体制づくり

障害の種類や程度は様々であり、それぞれの実情に合った多様なサービスを提供していくことが求められています。特に、障害福祉サービスについて質的量的な充実が重要です。

また、本人や介護者の高齢化が進む中であって、介護する家族への支援や精神障害のある方へのサービスの充実等、障害のある方が地域で自立できるよう、幅広い取組をしていくことが必要です。

施策の方向① 健康づくりの推進（再掲・36頁）

すべての住民が健康で、いきいきと地域で暮らしていけるよう、健康に関する意識を高める各種の健康づくり事業を推進し、住民の健康づくりを支援します。

施策の方向② 医療・保健・リハビリテーション体制の充実

障害のある方が地域で生活するため、身近なところでのリハビリテーションを受けられるよう、機会と場の確保を図ります。

No.	事業名	事業概要
109	地域リハビリテーションの充実	医療機関や介護サービス事業所等と連携し、身近な地域でのリハビリテーションの充実を図ります。
110	施設入所の支援	短期入所（ショートステイ）や共同生活援助（グループホーム）、その他施設に入所する障害のある方について、関係機関と調整しながら施設入所とサービス受給ができるよう支援します。

施策の方向③ 在宅サービスの充実

障害のある方の日常生活での自立を促進するため、ホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付等のサービス事業の充実を図ります。

また、65歳以上及び40～64歳の介護保険に基づく特定疾病の方に対しても、引き続き介護保険制度によりの確なサービス提供を図ります。

No.	事業名	事業概要
111	高齢者・介護保険サービスとの連携	同一世帯で実施するホームヘルパーの派遣など、高齢者サービスや介護保険サービスと共通するものについて、利用世帯の現状を把握しているケアマネジャーなど、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ効果的なサービスの提供を図ります。
112	障害のある方への生活支援	ホームヘルプサービス事業、入浴サービス事業など、介助者や関連機関との連携に努め、介助者を中心とした支援協力体制の整備を図ります。
113	居宅介護支援	居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援など居宅での生活・療養のための支援サービスを充実します。

No.	事業名	事業概要
114	心身障害者短期入所事業	心身障害のある方が必要な時に短期入所を利用できるよう、事業所と連携を図り、サービスの提供に努めます。
115	生活介護	常時介護を要する障害のある方について、主として昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行います。また、その他の身体的機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
116	日常生活用具の給付及び貸与	補装具の交付及び修理についての理解を深め、利用促進を図ります。重度心身障害者（児）日常生活用具給付等事業については、実施主体である東京都に要請し、利用の簡便化を求めます。
117	福祉機器貸出	ベッドや車いす以外の機器について、他の関係機関と連携し、福祉機器の貸出の調整を行う体制整備を図ります。
118	自動車改造費の助成	広報等により事業のPR活動を行い、啓発に努め、利用者の拡大を図ります。

施策の方向④ 療育・教育の充実

健診等の機会を通じて、障害のある子どもの早期療育や教育の充実を図ります。加えて、障害のある子どもの適切な就学を推進するとともに、障害の有無にかかわらず、ともにふれあう機会の拡大を図ります。

No.	事業名	事業概要
119	早期療育ネットワークの構築	身体・情緒に障害のある子ども、あるいは障害が予想される子どもには、保健所との連携を中心とした早期発見・早期治療のネットワークシステムの構築が重要であるため、檜原村の地域特性を考慮しつつ、プライバシーの保護に配慮し、その体制の整備について検討します。
120	乳幼児発達健康診査	運動発達遅滞・精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学及び児童精神医学の立場から、発達に重点をおいた健診を行い、障害の早期発見・早期療育が図れるよう検討します。
121	特別支援教育	学習における支援等を必要とする全ての児童生徒が、ニーズに応じた教育を受けられる特別支援教育を行います。
122	就学相談・指導の充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、1人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類などに応じた就学相談・指導の充実に努めます。
123	障害者支援施設への入所措置	障害者支援施設への入所・通所措置を円滑に行うため、体制づくりの強化・育成に努めます。地域におけるニーズの発生を早急かつ、また適時に把握すると同時に、対象者及び家族などの事情を取りこむことに努め、適正な入所措置を推進していきます。

施策の方向⑤ 就労支援体制の整備

障害のある方の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供や相談体制の整備を図ります。

No.	事業名	事業概要
124	福祉作業所の充実	福祉作業所の更なる充実を促し、障害のある方の気軽な利用・活動を支援します。
125	自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などを行います。
126	就労移行支援	就労を希望する障害のある方について、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などを行います。
127	就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

施策の方向⑥ 経済的支援体制の強化

自立した生活を送るためには、経済的な面での安定が不可欠ですが、福祉的就労のみで生活を支えることは困難なため、各種年金や手当などの充実や適正な支給を国・都へ申請するとともに、制度の周知に努めます。

No.	事業名	事業概要
128	障害者手当等の充実	重度心身障害者福祉手当や心身障害者福祉手当、障害者扶養共済制度などについて、事務の適性化に努めるとともに制度の充実を関係機関に要望します。
129	自立支援医療給付	医療費の自己負担分を原則1割とする従来の自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療）の周知、利用促進を進め、経済的負担の軽減等を図ります。
130	更生訓練費支給事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び、障害者自立支援法により入所している方に更生訓練費を支給します。
131	施設入所者就職支度金給付事業	施設入所または通所している方が訓練を終了し、または、就労移行支援事業や就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する方に対して、就職支度金を支給します。
132	じん臓機能障害者等通院等交通費補助事業	じん臓または小腸の機能に障害を有する者が、障害に基づく症状を軽減または除去する目的で、医療機関において人工透析療法または中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費を補助し、じん臓機能障害者等の福祉の増進を図ります。

施策の方向⑦ 住居環境の整備

障害のある方が住み慣れた家庭や地域で安全に生活できるよう、在宅設備改善事業の充実を図るとともに、公共トイレのオストメイト対応での整備に努めます。

No.	事業名	事業概要
133	重度身体障害者（児）在宅設備改造費の給付	重度身体障害者（児）の在宅生活を容易にし、介護者の負担を軽減するための住宅設備改善に関する経費を助成します。
134	オストメイト対応トイレ整備事業	既存の公共トイレを改修する際に、各公共施設の所管課にオストメイト対応トイレの設置を働きかけます。

施策の方向⑧ 移動の自由の確保

交通機関の割引等の実施や移動支援事業により、障害のある方が気軽に各種の交通手段を利用できるよう支援の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要
135	交通機関の割引等事業	障害のある方などに対して、交通機関の割引等の周知により社会参加の促進に努めます。
136	行動援護	知的または精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する人について、その人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などのサービスを提供します。
137	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に際して、移動の支援を行います。事業の運営にあたっては、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施します。
138	重度障害者タクシー乗車料金等助成事業	在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成し、移動の利便を図ります。

施策の方向⑨ スポーツ・文化活動の充実

障害の有無に関わらず、広く人々がスポーツに参画できる環境を整備するとともに、障害者スポーツへの理解を深める活動を推進し、スポーツを通じた障害者理解の促進を図ります。

また、障害のある方の自立や社会参加を推進するとともに、障害に対する住民の理解を深めるため、障害のある方の文化活動の促進を図ります。

No.	事業名	事業概要
139	スポーツを通じた障害者理解	小・中学生を対象にオリンピックパラリンピック教育推進事業や夢未来プロジェクトでパラリンピアンを講師に招き、障害者スポーツを通じて障害を理解する教育を行っています。
140	文化活動の促進	障害のある方の文化活動を促進するため、趣味活動の成果発表などの展示や催物などを行います。また、指導者・リーダーとしての活動の支援に努めます。

基本目標3：地域で支える福祉の村づくり

障害のある方が、地域の人々とともにいきいきと生活するためには、障害のある方及びその家族、住民、NPO、ボランティア、行政、関係機関などが連携し、それぞれが役割を分担しながら相互に支え合い、地域で障害のある方の自立を支援していくことが求められます。

そこで、地域における福祉活動の中心となる支援拠点の整備や人材育成、地域での支え合いのネットワークを構築することが重要です。

施策の方向① 支え合いのネットワークの構築

関係機関、施設、団体間のネットワーク化等を支援するとともに、障害のある方への理解を深め、社会参加を促進するため、地域における支え合いネットワークの構築に努めます。

No.	事業名	事業概要
141	地域生活支援拠点の整備	障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、地域生活支援拠点の整備を行います。
142	機関・施設・団体間の連携	複数の機関が連携して効果的な支援を行うため、障害者関係機関・施設・団体間の組織化・ネットワーク化を支援します。
143	ボランティアなどによる地域サービスへの支援	障害のある方の地域交流や日常の活動を促進するため、ボランティアなど、地域活動グループへの支援を拡充します。
144	施設と地域活動との連携	障害者施設が地域活動へ積極的に参加し、障害に対する住民の理解を深めるとともに、施設を地域に開放するなど、地域での社会資源としての活用を促進します。

施策の方向② 人材の発掘、育成、支援

地域福祉の充実のため、福祉分野の人材の登録、NPO 支援、ボランティアの育成を図るなど、地域の福祉人材の発掘、育成、および活動支援に努めます。

No.	事業名	事業概要
145	専門職経験者などの活用	地域での福祉活動に参加する人材を発掘、育成するとともに、関係機関との連携のもとに、専門職として資格や経験を有し、退職をした人を活用するなど、福祉人材の確保に努めます。
146	ボランティアの育成	社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、障害のある方を支援するボランティアの育成に努めます。また、学校教育などの場でボランティア活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボランティア活動の広がりを促進します。

基本目標4：ともに暮らす地域づくり

障害のある方もない方も、お互いを認め合い、協力し合える地域づくりのために、道路や施設のバリアフリー化とともに心のバリアフリーを促進し、地域の人々の心の絆をつくることが求められています。

そこで、すべての住民が、ノーマライゼーションの理念のもとに地域づくりに参加できる仕組みづくりが必要です。

施策の方向① 啓発活動の充実

障害のある方や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の周知や障害のある方に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動の推進に努めます。

No.	事業名	事業概要
147	障害のある方への理解・啓発事業	障害のある方に対する住民の理解と認識を深めるため、各種イベントなど、さまざまな機会を利用して、ノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。
148	障害福祉制度の認知向上	障害のある方や障害のある子どものための制度を、多くの人に知ってもらうため、制度についての広報や情報提供に努めます。

第5章 計画の推進

1 推進体制の確立

地域福祉は、福祉のみならず、医療、保健、教育、村づくりなど広範囲にわたっており、地域福祉計画の理念を具現化し、施策を展開するためには、行政全般にわたる取組が必要です。

そのため、福祉けんこう課を中心として、全庁的な計画の推進を図ります。

2 協働による計画の推進

住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現するためには、村民との協働が不可欠です。

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア団体・NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体が連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要です。

3 進行管理

本計画の進行状況について、定期的に調査・把握を行い、進捗状況をチェックします。また、社会情勢や国・都の制度改正等の動向を踏まえて、計画の見直しを図ります。

図表－22 PDCAサイクルの概念図



(白紙)

第2部

檜原村自殺総合対策計画

【第1期】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

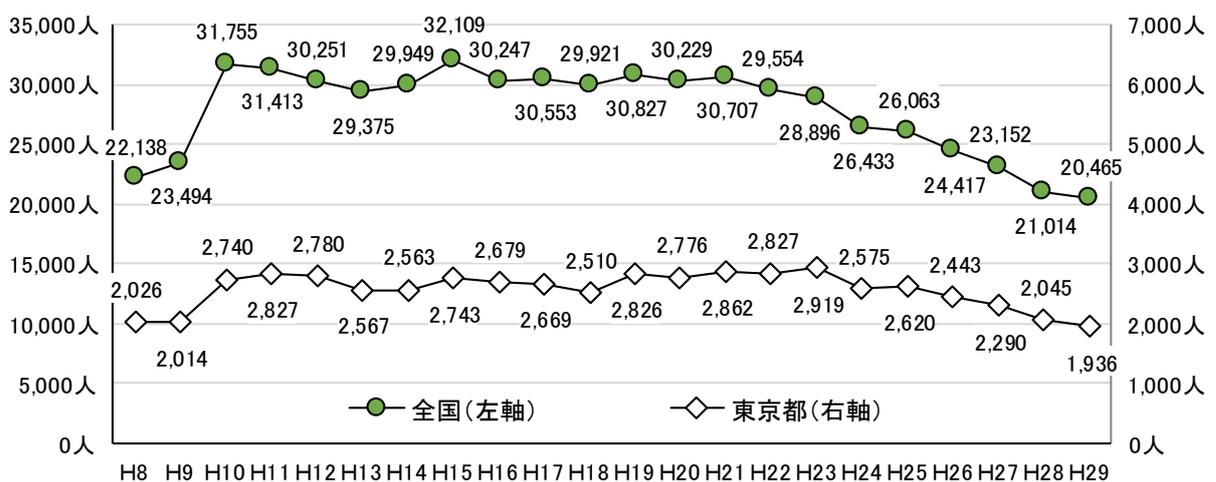
全国の年間自殺者数が平成10年に急増し3万人を超える事態となりました。その後もその状況が改善せず、国は平成18年に「自殺対策基本法」を、平成19年に自殺対策の方針を示す「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺対策が始まりました。自殺対策開始後、平成22年からは自殺者数は減少していますが、依然として2万人台で推移しています。(図表-1)

基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年には、「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策を地域レベルで実践的に推進していくこととし、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。(※1) また、平成29年には「自殺総合対策大綱」が改正され、基本理念として、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことが示され、東京都は平成30年3月に「東京都自殺総合対策計画」を作成しました。

その中で市町村は、地域特性を踏まえた重点施策を独自に設定し効果的な自殺対策に取り組むこととし、地域住民等への普及啓発や自殺を予防するための人材育成とともに、地域の関係機関と連携体制をつくり自殺対策を推進していく役割が示されています。

これらを踏まえ、檜原村においても、国の方針や東京都の計画を踏まえ「檜原村自殺総合対策計画」を策定することとしました。

図表-1 自殺者数の年次推移(全国・東京都)



資料：人口動態統計

※1 自殺対策計画：自殺対策基本法第13条2において「市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」

2 計画策定の目的

平成29年に改正された「自殺総合対策大綱」(図表-2)には、自殺は追い込まれた末の死であるという基本認識や、自殺対策は生きることの包括的な支援として推進するという基本方針の下、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざすことが掲げられています。

檜原村においても、自殺に至るには多様かつ複合的な原因及び背景があることを踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携により進め、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす「檜原村自殺総合対策計画」を策定します。

図表-2 自殺総合対策大綱

「自殺総合対策大綱」(概要)	
<small>※下線は旧大綱からの主な変更箇所</small>	
平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し	
<p>第1 自殺総合対策の基本理念</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</p> <p>➢ 自殺対策は、社会における「<u>生きることの阻害要因</u>」を減らし、「<u>生きることの促進要因</u>」を増やすことを通じて、<u>社会全体の自殺リスクを低下</u>させる</p> <p>阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等</p>	<p>第4 自殺総合対策における当面の重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>地域レベルの実践的な取組への支援を強化</u>する 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な<u>精神保健医療福祉サービス</u>を受けられるようにする 7. <u>社会全体の自殺リスクを低下</u>させる 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. <u>子ども・若者の自殺対策を更に推進</u>する 12. <u>勤務問題による自殺対策を更に推進</u>する
<p>第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</p> <p>➢ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である</p> <p>➢ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、<u>非常事態はまだまだ続いている</u></p> <p>➢ 地域レベルの実践的な取組を<u>PDCAサイクルを通じて推進</u>する</p>	<p>第5 自殺対策の数値目標</p> <p>➢ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、<u>平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少</u> (平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)</p> <p>(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))</p>
<p>第3 自殺総合対策の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>生きることの包括的な支援</u>として推進する 2. <u>関連施策との有機的な連携を強化</u>して総合的に取り組む 3. <u>対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動</u>させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 	<p>第6 推進体制等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国における推進体制 2. 地域における<u>計画的な自殺対策の推進</u> 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し

資料：厚生労働省（自殺総合対策大綱の概要）

3 計画の期間

本計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

図表－3 計画の期間

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
檜原村 自殺総合 対策計画	策定	第1期計画										
						見直し	第2期計画へ					

4 計画の位置付け

- 本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置付けます。
- 本計画は、保健、医療、福祉、教育、労働等様々な分野と連携した計画となるため、「地域保健計画」と一体的に進める計画とします。
- 本計画は、自殺対策を進めるための方向性や目的を定めるもので、東京都の「東京都自殺総合対策計画」を踏まえたものであるとともに、同時に「檜原村総合計画」を基とし、「高齢者福祉計画」「次世代育成支援地域行動計画書」「健康増進計画」など関連する計画と整合性を図り策定するものです。

5 数値目標

国や東京都は令和8年度までに、自殺死亡率を平成27年度と比べて30%以上減少としていますが、本村では自殺死者数は年間0人から1人と非常に少ないため、自殺者0を目標とします。

目標数値 自殺者数0

(基準データ：人口動態統計)

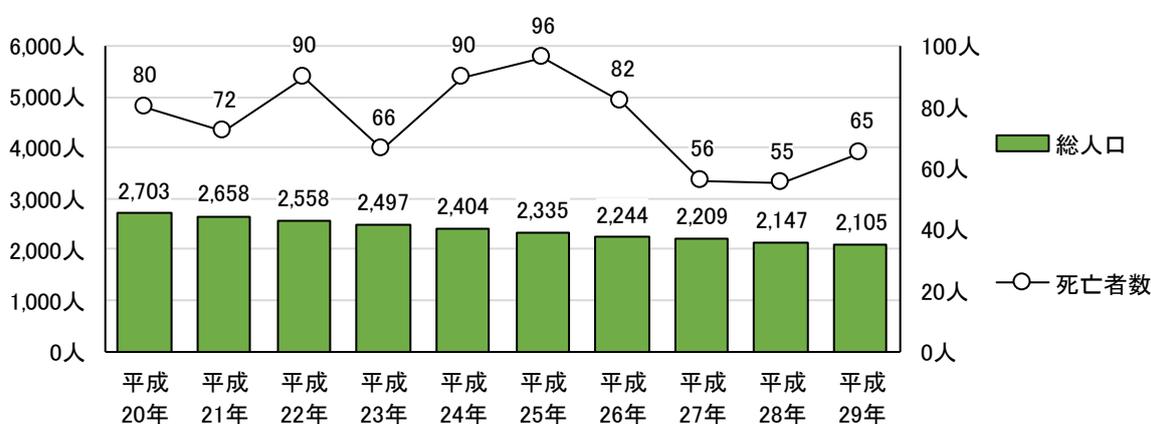
第2章 檜原村の自殺をめぐる現状と課題

1 檜原村の自殺の現状

(1) 檜原村の総人口と死亡者数の推移

総人口は10年間で2,703人から2,105人へ減少しています。死亡者数は平成25年の96人をピークにここ数年は年間約70人で推移しています。(図表-4)

図表-4 檜原村の人口と死亡者数の推移

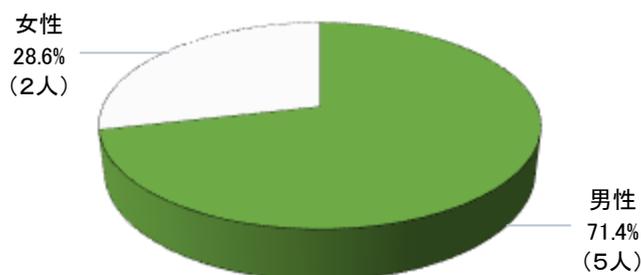


資料: 人口動態統計

(2) 自殺による死亡者数の推移と男女比

本村では、自殺者数が少なく1年ごとの比較では傾向がわかりにくいため、10年間で見ると、10年間で7人の自殺者があり、年間では0人~1人となっています。男女の割合は男性が5人、女性が2人と男性が多くなっています。(図表-5)

図表-5 檜原村民の自殺者の男女比 (平成20年~平成29年)

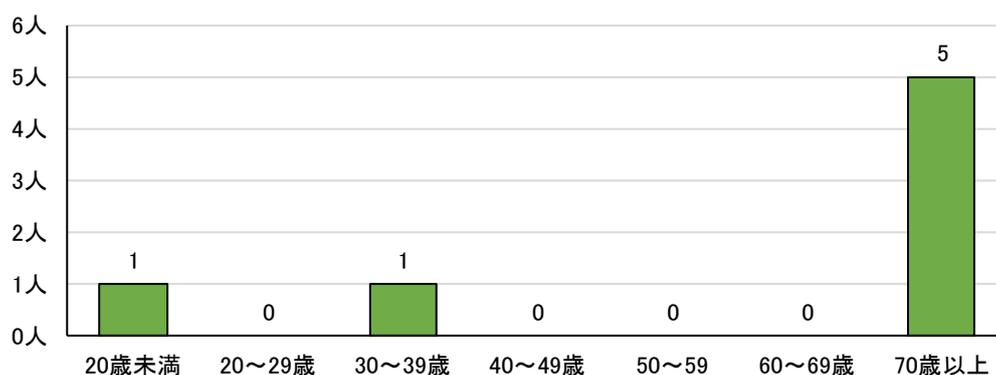


資料: 人口動態統計

(3) 年齢別自殺者数

10年間の年齢別自殺者数は、70歳以上が5人、20歳未満、30歳代が各1名で、高齢者の自殺が多い状況です。(図-6)

図表-6 檜原村民の年齢別自殺者数 (平成20年~平成29年)

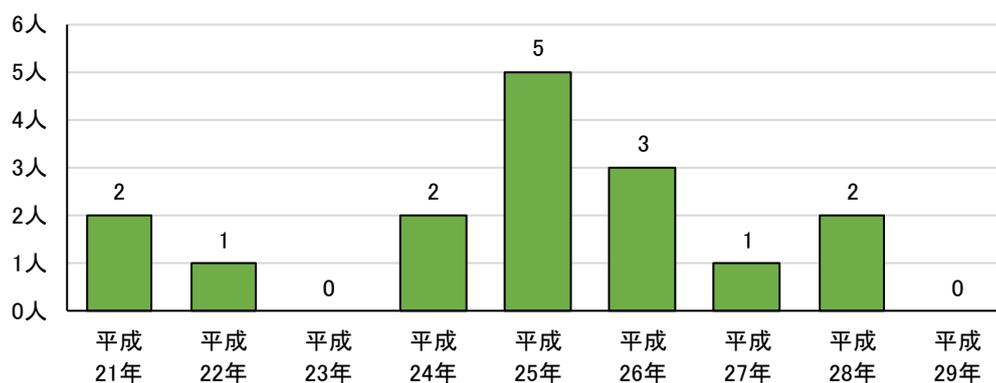


資料: 西多摩保健医療圏 保健医療福祉データ集

(4) 村内における自殺者数の推移

村内における自殺者数は、10年間に16人で、年間では1~2名となっています。この数は、村民の自殺者数より多くなっており、来村者の自殺が見られます。(図表-7)

図表-7 檜原村における自殺者数



資料: 自殺の統計: 地域における自殺の基礎資料(発見地・発見日)

2 地域福祉の現状

(1) 檜原村健康推進員へのヒアリング

檜原村健康推進員は村の健康づくりの推進役です。子ども期グループ、青壮年期グループ、高齢期グループの3グループに分かれて地区活動を行っています。

令和元年度7月12日に行われた檜原村健康推進員会議（参加人数15名）で、自殺対策についての講話の後、グループごとに日ごろの活動について話し合ってもらい、自殺対策についてご意見をいただきました。

■檜原村健康推進員の意見

○「普段の活動から見えてくる気づき」

- ・檜原村には近所づきあいがあり、助けあいがある。生活上のちょっとした困りごとは常に話せる。
- ・身体について、体調を崩した時に「もうだめだ」と、それがきっかけで、だんだんうつになるのではないか。
- ・自殺統計によると高齢者の男性が多い。男性の高齢者はあまり話をしないため、悩みがあるのかどうかなども気づきにくい。
- ・近所の集まりなどで、普段来ていたのに来なくなったら、何かあったのかと気づける。

○「悩みを持っている人への必要な支援」

- ・近い関係だからこそ、核心に触れた悩み、経済問題などは話せない。
- ・地域で見守りや声かけはできるが、それ以上の相談は役場など身近ではない人がよい。
- ・子育て中のママたちの悩みを聴ける交流を大切にして、健康推進員ができることを考えていきたい。

(2) こころの健康づくりに関する調査結果

「健康ひのはら 21 計画調査」(※2)では、ストレスや睡眠など心の健康に関する項目を調査しており、次のような結果がでています。

① ストレスについて

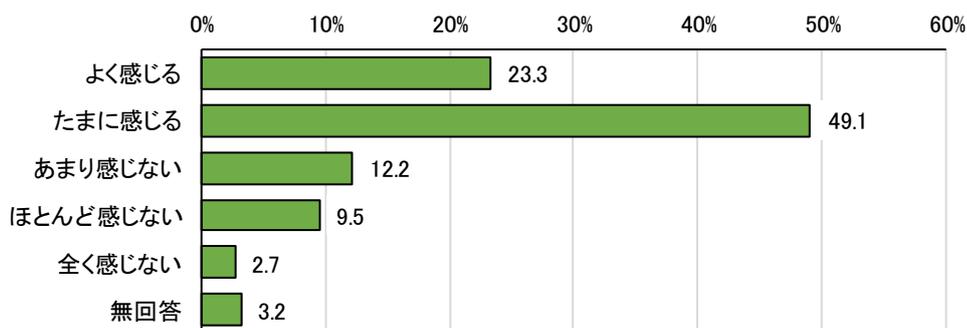
あなたは、毎日の生活の中でイライラやストレスを感じることがありますかという調査項目については、72.4%が「感じる」と回答しています。(図表-8)

「よく感じる」と答えたのは、女性が多く3人に1人がストレスを感じており、特に若い方にその傾向が強くあります。男性は30~60歳代のストレスが高くなっています。(図表-9)

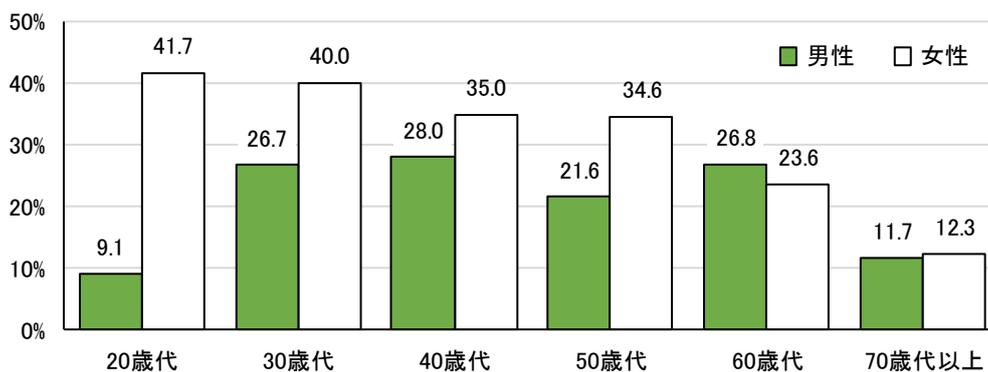
図表-8 毎日の生活の中でイライラやストレスを感じる村民の割合

問 あなたは、毎日の生活の中でイライラやストレスを感じることがありますか

全体(n=422)



図表-9 性別・年代別生活の中でイライラやストレスをよく感じる村民の割合



※2 健康ひのはら 21 計画調査：檜原村に居住している20歳以上の住民1,000人(男女各500人)を対象に実施。有効回収数は442人で、有効回収率は44.2%。

②睡眠と休養について

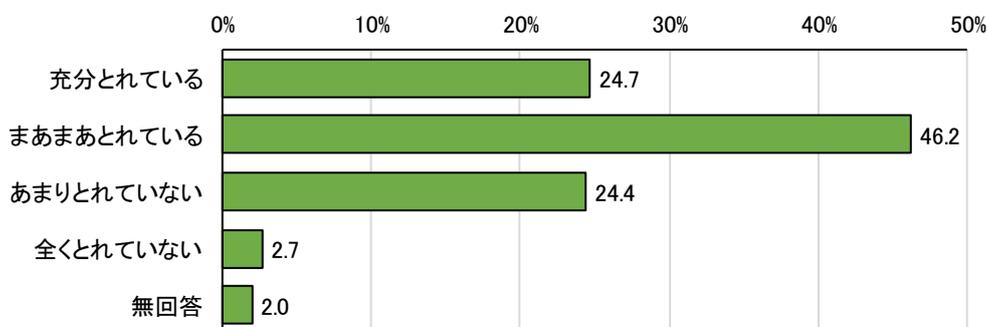
あなたは、ここ1ヶ月間、睡眠で休養が充分とれていますかという調査項目については、「まあまあとれている」と、「充分とれている」を合わせると70.9%が“とれている”と回答しています。(図表-10)

しかし、ここ1ヶ月間、あなたの1日の平均睡眠時間はどのくらいでしたかという調査項目については、3人に1人が6時間未満と回答しています。特に5時間未満は10人に1人であり、年代別にみると男性の40歳代、女性の40～50歳代が多い状況です。(図表-11・12)

図表-10 ここ1ヶ月間の睡眠での休養

問...ここ1ヶ月間、睡眠で休養が充分とれていますか

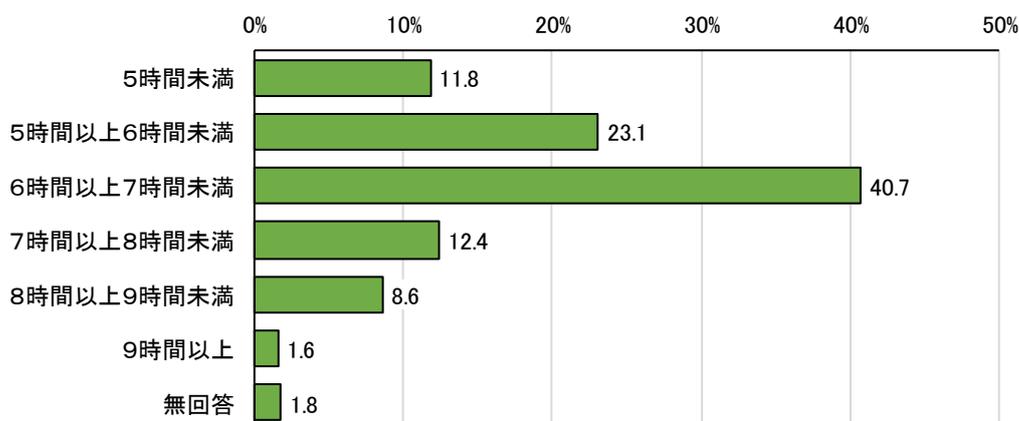
全体(n=422)



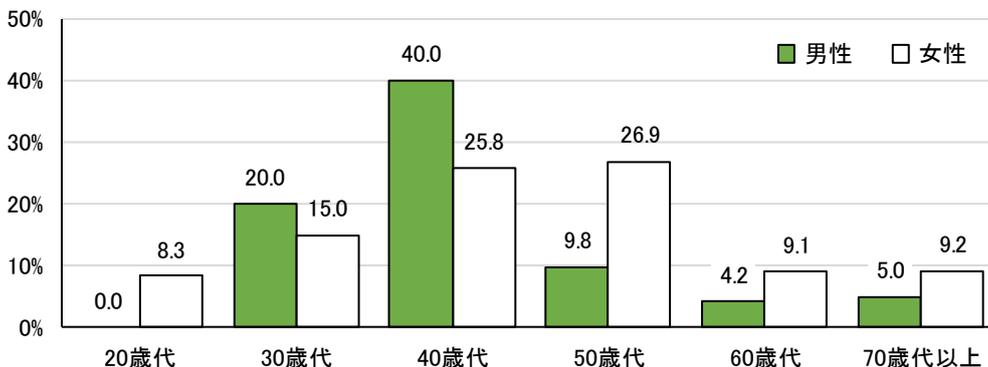
図表-11 ここ1ヶ月間の1日の平均睡眠時間

問...ここ1ヶ月間、あなたの1日の平均睡眠時間はどのくらいでしたか

全体(n=422)



図表－12 1日の睡眠時間が5時間未満の者の年代別割合



③心の健康について

下記の6項目について、「まったくない」を1点、「いつも」を4点とした場合の合計点（0～24点）を算出しました。（図表－13・14）

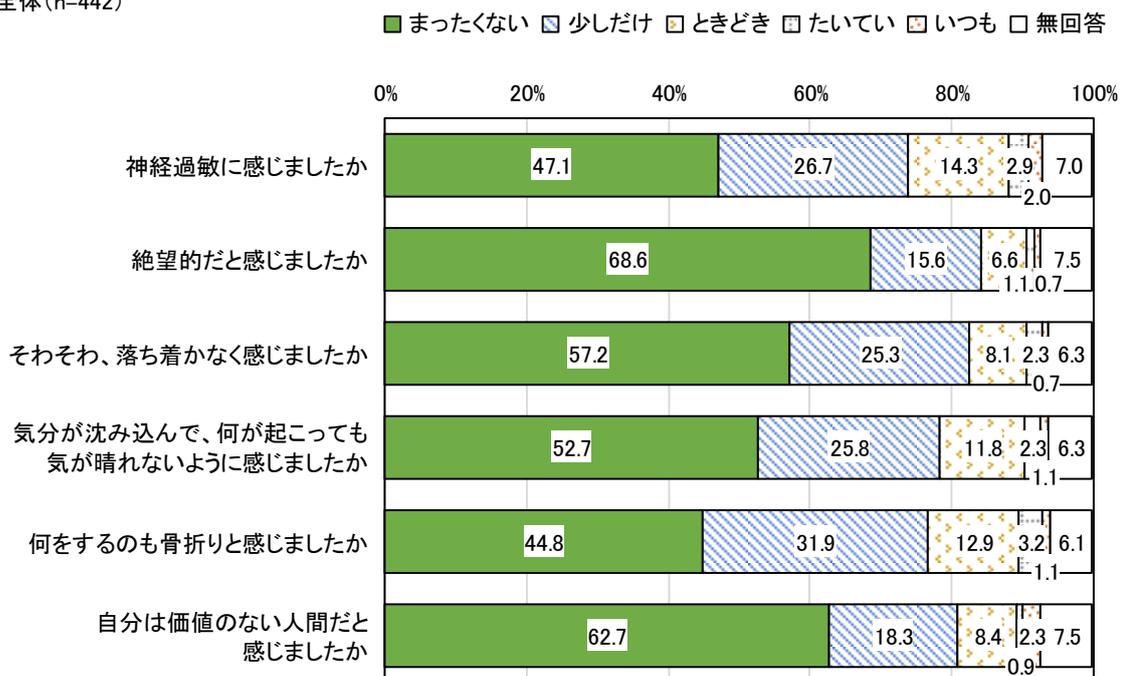
気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者について、国では10点以上としており、今回の調査で10点以上は8.2%となっています。

性・年代別にみると、男性では40～50歳代、女性の30～40歳代で他の性・年代に比べて心理的苦痛を感じている者の割合が高くなっています。

図表－13 心の状態について

問 ここ1ヶ月間、睡眠で休養が充分とれていますか

全体(n=442)



図表－14 こころの状態に関する質問 性別年代別点数の分布

単位：%

	合計	0～4点	5～9点	10～14点	15点以上	無回答
全体	431	64.9	21.9	5.9	2.3	5.0
男性全体	233	67.9	20.9	5.6	1.7	3.8
20歳代	11	81.8	9.1	9.1	–	–
30歳代	15	40.0	46.7	6.7	–	6.7
40歳代	25	60.0	28.0	8.0	4.0	–
50歳代	51	66.7	21.6	3.9	3.9	3.9
60歳代	71	67.6	19.7	5.6	1.4	5.6
70歳代以上	60	76.7	15.0	5.0	–	3.3
女性全体	198	61.8	22.1	6.5	3.0	6.5
20歳代	12	75.0	8.3	8.3	8.3	–
30歳代	20	50.0	30.0	15.0	5.0	–
40歳代	20	45.0	30.0	10.0	10.0	5.0
50歳代	26	42.3	42.3	–	7.7	7.7
60歳代	55	74.5	14.5	7.3	–	3.6
70歳代以上	65	64.6	18.5	4.6	–	12.3

※10点以上が心理的苦痛を感じている者

3 檜原村の自殺における課題

国は、自殺対策計画作成にあたり、対策に役立てるよう「地域自殺実態プロファイル」（以下「プロファイル」という。）を示しています。

本村については高齢者、生活困窮者、子ども・若者、勤務・経営が挙げられており、これまでのデータ等に加えて、プロファイルの内容も含めて分析し、本村の自殺における課題をまとめました。

（1）村民の自殺者〇を目指した自殺対策

自殺者は〇人～1人と非常に少ないですが、年間の死亡者数からみると約 70 人の内の1人が自殺で亡くなっています。

本村は互いに顔の見える関係性がある地域で、自殺は周りに与える影響も大きいことから、1人の自殺者も重く受け止め、自殺による死亡をなくしていくことへの取組が必要です。

（2）SOSを出せる子どもの育成

本村では、児童・生徒の数が少なく、学校関係者の対応や配慮はきめ細やかに行われています。しかしながら、その関わりを通して、登校しぶりや不登校、精神面の不安定さなど、子ども自身が複雑な問題を背負っていることが見て取れます。

プロファイルにも、子ども・若者が課題として上げられており、学校、家庭、関係機関が一体となって子どもの危機的状況やSOSのサインを見逃さないよう細やかな見守りや支援を行う取組が必要です。

また、子どもが悩んだり困ったりした時に、適切に援助を求める行動をとれるよう教育を実施し、子ども自身が命を守れる力をつけてもらうことにより、未成年や若者の自殺を防いでいく取組が必要です。

（3）壮年期の心の健康づくり対策の強化

こころの健康づくりに関する調査結果から、男女ともに 30～40 歳代の3人に1人は、ストレスをよく感じると答えており、ストレスが高い状況にあることがわかります。この年代は結婚や子育て、就労など、多忙で責任の重くなる年代です。

睡眠についても、十分にとれていない状況にあり、特に 40 歳代の男性では約2人に1人、40～50 歳代の女性では約4人に1人が、睡眠時間が5時間未満であることは深刻な問題です。

この調査結果を健康づくり対策に反映させた取組を進めるとともに、プロファイルにある生活困窮者、勤務・経営や子育て、家庭問題等の相談窓口の周知をしていく必要があります。

(4) 高齢者の自殺を防ぐ地域づくり

本村では、高齢者の自殺が約7割を占めている現状で、プロフィールにおいても課題とされています。また、本村は高齢化率が高く、村民の2人に1人は高齢者であり、高齢者のみの世帯や独居世帯が多くなっています。

高齢者の問題として、自殺原因としても多い病気や配偶者の死などにより、孤独感の高まりや経済的困窮に陥った際に、うつ症状など精神面での不調をきたす高齢者が存在することが想定されます。そのため、地域での見守り体制や高齢者の精神面・身体面の不調に早期に気づき、支援できる仕組みづくりを進めるとともに、現在取り組んでいる地域包括ケアシステムを、自殺対策の視点を含めて進めていくことが重要です。

(5) 村や村外の相談や支援につながる体制づくり

本村は、健康推進員の意見などからもあるように、住民同士のつながりが強い地域です。声のかけ合いや作ったおかずのおすそ分けなど、相互のお節介が助けあいにつながっており、変化に気づき得る状況があります。そのため、気づいたことを抱え込むことがないよう、次につながれる場所を明確にしておく必要があります。

また、つながりが強いがゆえに核心に触れた悩みなど気軽に話すことができない状況が生じている現状があります。自分や家族のことの深い部分を知られたくない気持ちから、誰にも相談できない閉鎖的な思考となっていることが考えられるため、自分たちのことを少し離れたところで相談できる体制、村役場や村外に相談先を確保していく必要があります。

(6) 自殺を防ぐ支援ができる人材の育成

本村には、近所同士でお互いに思いやり、声をかけ合うことができる住民同士の関係があり、住民同士のつながりが強く、変化に気づきやすいと思われませんが、変化に気づいても、自殺を防ぐことにまでには至っていません。

また、同じように村民の悩みや生活の困窮状況を把握することが求められるのは役場職員であり、病気や経済問題などを自殺のサインとして気づくことが重要であるため、周囲の住民や役場の職員が自殺のサインに気づき、支援機関につなげて、見守るまでのスキルの獲得が必要です。

(7) 来村者への自殺対策

村内の自殺者数をみると、村民の自殺者数より、村外から村を訪れて自殺する来村者の自殺が多くみられます。本村は山林に囲まれ、豊かな自然に恵まれた環境ですが、自殺を企図する来村者にとっては、人目につきにくい場所や、危険な箇所がいたるところにあります。

観光地でもある本村は、死に場所ではなく、悩んで行きついた人にもあたたかな支援の手を差し述べる村でありたいと考えます。村内では、誰もが挨拶や声かけを行う交流があり、そのような交流を活かし、自殺を思いとどまる雰囲気・環境づくりを進めていくことが必要です。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 計画の基本理念

分かち合い・支えあい・いのちつなぐ村

自殺対策とは生きることを支援する取組であり、自殺の背景にある、病気の悩み等の健康問題、多重債務等の経済問題、介護や子育て等の家庭問題と様々な要因があるため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携による総合的な対策が必要です。

本村では、これまでも多様な問題に対して、様々な相談窓口の設置や地域の支えあいや見守り体制づくりを進めてきました。

これらの取組は自殺対策につながっていたと考えられますが、今回の計画策定により、自殺対策は生きることへの包括的な支援として、一層取組を進めていきます。

2 計画の基本的視点

本村においては、基本理念の下、基本施策3つ、重点施策3つの6つの施策により村の地域性を活かした取組を進めます。

【基本施策】

基本施策 1 村民への啓発と周知

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

基本施策 3 地域におけるネットワークの強化

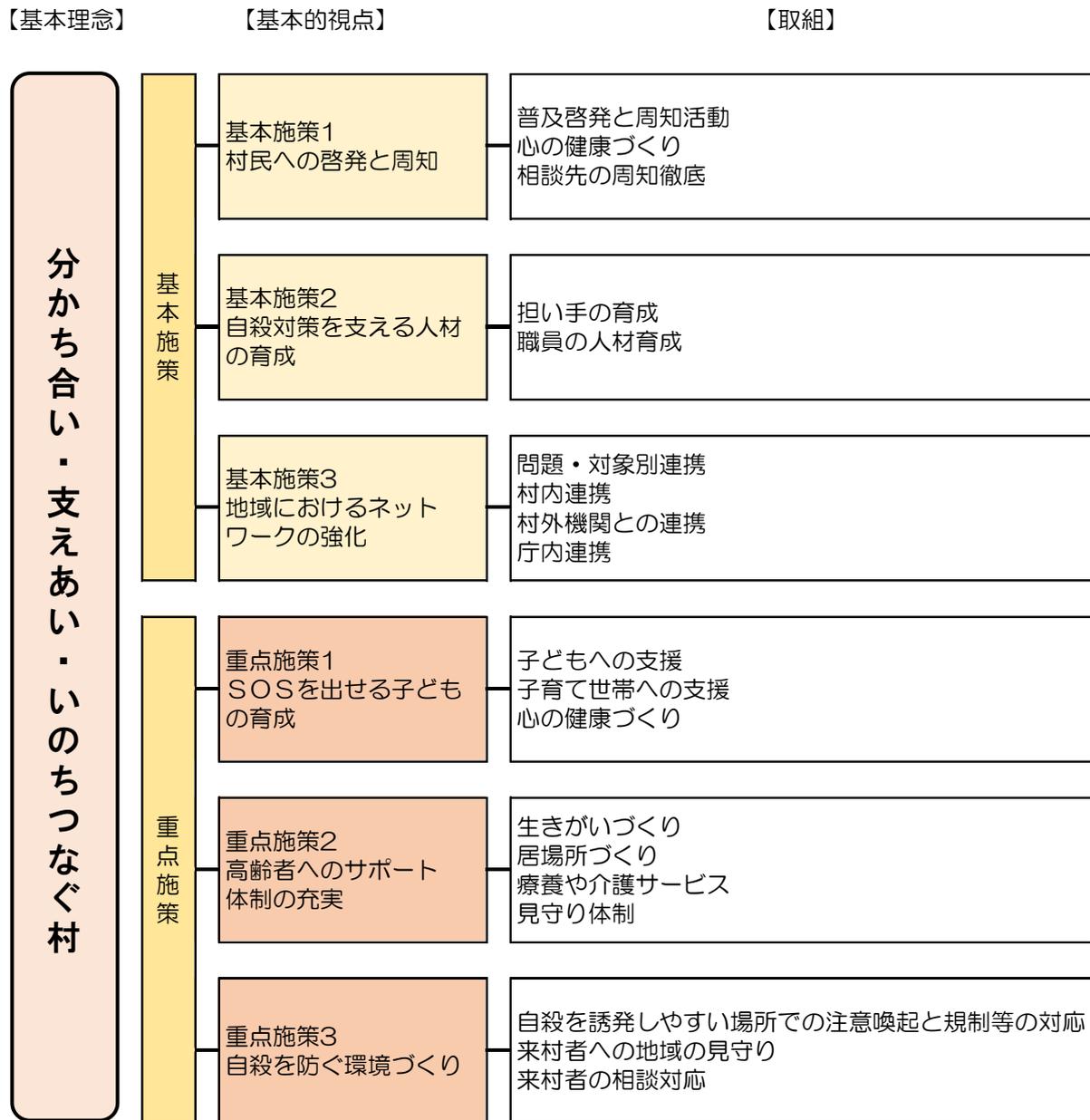
【重点施策】

重点施策 1 SOSを出せる子どもの育成

重点施策 2 高齢者へのサポート体制の充実

重点施策 3 自殺を防ぐ環境づくり

3 施策体系



第4章 施策展開

1 基本施策

基本施策1：村民への啓発と周知

自殺は追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれるという状況は「誰にでも起こり得る重大な問題であること」として、村民の理解促進を図っていきます。その取組の中で、地域のつながりが強い本村においては、死因を自殺とは言いにくい状況があり、自殺に関する誤解や偏見を取り除くための普及啓発を進めます。

普及啓発の対象として重要なのは、ストレスや睡眠などの状況が心配な30～50歳代の働き盛り・子育て世代と高齢者です。その年代に向けた心の健康づくりについて普及啓発するとともに村民への自殺の要因になり得る疾病について正しい知識の普及啓発に努めます。

また、普及啓発にあたっては、悩みを抱えた人が支援につながるよう、悩みを受け止めた人が困らないよう、情報提供を行います。身近な相談先だけでなく、身近すぎて相談しにくいという声もあることから、村外の相談先の周知にも努めていきます。

No.	取組	主な取組内容	担当課
1	普及啓発と周知活動	自殺対策強化週間・月間における普及啓発に努めます。	福祉けんこう課 小中学校
		住民が集まる機会を通じて、正しい知識の普及啓発に努めます。	福祉けんこう課 地域包括支援センター
		リーフレットの設置、ポスターの掲示、ホームページによる周知の強化を図ります。	福祉けんこう課 村民課・教育委員会 企画財政課
2	心の健康づくり	妊娠期・産後・子育て期への関わりを強化します。	福祉けんこう課 子ども家庭支援センター
		早寝早起きなど生活習慣の教育をすすめます。	保育園・小中学校
		精神巡回相談を活用した取組を行います。	福祉けんこう課
		メンタルヘルス・ライフワークバランスの啓発に努めます。	福祉けんこう課 産業環境課
		高齢者の集いの場への支援を行います。	地域包括支援センター
		自死遺族への相談対応に努めます。	福祉けんこう課

No.	取組	主な取組内容	担当課
3	相談先の周知徹底	無料法律相談、人権行政相談、健康相談、子育て相談、不登校・ひきこもり等相談、高齢者の介護等相談等村内の相談窓口の周知を行います。	村民課 福祉けんこう課 子ども家庭支援センター 地域包括支援センター
4		生活保護、ひとり親支援等相談、生活困窮、就労相談、精神保健相談等村外の相談窓口の周知を行います。	西多摩福祉事務所 くらしの相談センター 西多摩保健所 職業安定所

基本施策2：自殺対策を支える人材の育成

自殺者は、自殺に至る過程で様々なサインを出しており、周りの方がいつもと様子が違うことに気づき支援することで、防ぐことができます。

一人ひとりが身近な人の自殺のサインに気づき、自殺を防ぐ行動がとれる自殺対策の担い手の養成を目指し、研修等を実施します。

子どもや高齢者に関わる支援者については、日頃の交流や見守りが自殺対策でもあることを普及啓発し、担い手のすそ野を広げていきます。

併せて、村民の様々な相談にあたる村職員は自殺対策の担い手であり、対応力を向上させるため、研修の機会の確保に努めます。特に自殺の要因に関わる相談を担う職員に対して、経済問題や法的問題への対応、疾病の特性の理解などを促し、相談能力の向上を図ります。

No.	取組	主な取組内容	担当課
5	担い手の育成	村民、民生・児童委員、健康推進員等を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	福祉けんこう課
		民生・児童委員協議会において、心の健康への理解・自殺対策の意識付けについて協議します。	福祉けんこう課
		健康推進員会議での研修において、心の健康への理解・自殺対策の意識付けについて協議します。	福祉けんこう課
		介護事業者連絡会等活用し、村内での取組内容の周知及び役割の意識付け等についての情報を共有します。	地域包括支援センター
		自治会へ見守り・助けあいの働きかけを行います。	企画財政課

No.	取組	主な取組内容	担当課
6	職員の人材育成	職員へ心の健康・ゲートキーパーの役割など研修を行います。	総務課
		教員へ児童生徒の心の健康への理解・ゲートキーパーの役割など共通の認識で児童生徒および保護者へ関わられるような働きかけを行います。	子ども家庭支援センター 教育委員会

基本施策3：地域におけるネットワークの強化

自殺対策においては、その要因となる多重債務、失業、いじめ、過労、健康問題、家庭問題などへの相談に的確に対応するため、保健、医療、福祉、生活、労働、教育等に関する相談に対処する様々な関係機関とのネットワークづくりが重要です。

また、本村だけでは対応困難な問題もあり、村民が相談先を選択できるよう、村外も含めた機関と連携協力体制の強化を図ります。

庁内においては、「第4期檜原村地域福祉計画」と連動した地域の福祉ネットワークを効果的に活用していけるよう、庁内ネットワークの強化に努めます。

No.	取組	主な取組内容	担当課
7	問題・対象別 連携	要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を通して要支援家庭等を支援します。	子ども家庭支援センター
		青少年委員との定例会において、青少年の健全育成について協議します。	教育委員会
		青少年問題協議会を実施し、青少年の現状と課題について協議します。	教育委員会
		地域ケア会議において、要支援高齢者の支援について情報共有を行います。	地域包括支援センター

No.	取組	主な取組内容	担当課
8	村内連携	自立支援協議会を通して地域の福祉のネットワークの強化に努めます。	福祉けんこう課
		民生・児童委員・健康づくり推進員・自治会等団体を通して健康づくりや見守り・助けあいのネットワークを強化します。	企画財政課 社会福祉協議会
		診療所・警察・消防と連携し、村外から訪れる方の自殺の抑制に努めます。	総務課 福祉けんこう課
		高齢者クラブやシルバー人材センターの運営支援を通じて、高齢者の社会で活躍する機会と孤立予防について連携強化を図ります。	福祉けんこう課
9	村外機関との連携	西多摩福祉事務所CWと情報共有を行い、連携を図ります。	福祉けんこう課
		くらしの相談センターと定期的な連絡会を通じて連携を図ります。	
		西多摩保健所の8市町村・保健所連絡会において、他市町の現状や情報の把握に努めます。	
10	庁内連携	定期的な管理職による会議を開催し、情報の共有、課題について協議します。	総務課 企画財政課 村民課 福祉けんこう課 産業環境課 会計課 教育課 都民の森管理事務所

2 重点施策

重点施策1：SOSを出せる子どもの育成

本村では、子どもの数が少ないこともあり、乳幼児期から全数把握し、手厚い支援を行っています。この支援は、乳幼児期の親子の愛着形成を促すことに力点を置いたものであり、子どもの自殺対策として重要な、他者への信頼感や自己肯定感の獲得の土台となるものです。乳幼児期以後は、保育園、小学校、中学校と一貫した子どもへの関わりの中で、人権や命の教育等を進めています。

今後は、子ども自身が「いのちの大切さ」がわかり、自分の命を守るために他者に援助を求められるよう、小中学校が保護者と協力し、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を進めていきます。

No.	取組	主な取組内容	担当課
11	子どもへの支援	妊娠届出時に子どもの成長発達を見守り、保護者により適切な育児が行われるよう、切れ目ない支援のスタートとして、全数面接を行います。	福祉けんこう課 子ども家庭支援センター
		5歳児健診を保育園と連携して実施し、子どもの支援を学校保健へつなぎます。	
		虐待について普及啓発し、地域で見守る体制づくりを目指します。	
		民生・児童委員による夏休み等の見守りを強化し、青少年対策に努めます。	
12	子育て世帯への支援	子どもの育成を保護者と共にささえるため、子育て世代が抱える経済的な問題を支援します。	福祉けんこう課
13	心の健康づくり	ふれあい月間に教職員間でいじめや不登校等の問題について協議・研修を行います。	教育委員会
		特別活動において小学6年生及び中学生に対して、SOSの出し方教育を行います。	
		道徳教育において全小中学生を対象に命の大切さや人権についての教育を行います。	
		学校においてスクールカウンセラーを設置し児童・生徒の相談に応じます。	
		いじめや不登校等の問題対応について、学校、スクールカウンセラー、子ども家庭支援センターで綿密に連携を図ります。	教育委員会 子ども家庭支援センター

重点施策2：高齢者へのサポート体制の充実

本村における自殺者の多くは 70 歳以上の高齢者であり、高齢者の健康や生活への支援や高齢者の精神面・身体面の不調に気づく見守り体制づくりを一層すすめていくことが必要です。

その対策として、高齢者の地域包括ケアシステムを進めているところです。

本村には、日ごろの村民同士のつながりや高齢者が出かける場所があり、家族の変化や外出しなくなったことなどに周りが気づくことができます。しかし、困っても家族にも遠慮してしまう、周りの人が気づいても近所だからこそ立ち入れないという声も聞かれます。

そのような声に配慮し、高齢者が困った時に相談しやすい仕組みや、周りで心配する人が困らないような支援相談先などを整備し、支援が必要な高齢者を適切な支援につなげられよう、関係機関と連携した支援体制づくりを行います。

No.	取組	主な取組内容	担当課
14	生きがいづくり	社協ボランティア事業及びシルバー人材センター事業への支援を通じて、高齢者の孤立と生きがい対策に努めます。	福祉けんこう課
15	居場所づくり	健康推進員高齢グループによるゲートボールやグランドゴルフ、サークル等が高齢者の参加を促します。	福祉けんこう課
16	療養や介護サービス	予防教室「がんばんべえ」において、介護予防運動の普及啓発を行います。	福祉けんこう課
		認知症予防教室を開催し、認知症についての正しい知識と予防について普及啓発を行います。	
		地域に出向く巡回型予防教室を開催し、介護予防運動の普及啓発を行います。	
17	見守り体制	高齢者世帯への訪問、外出の支援を行うなど、高齢者の孤立を防ぐための取組を行います。	産業環境課 福祉けんこう課

重点施策3：自殺を防ぐ環境づくり

村民の誰もが、子どもから大人まで、困った時には相談できる、相談することを躊躇しない環境を作っていきます。併せて、自殺企図につながる精神保健の問題についても取り組んでいきます。

また、村民より来村者の自殺者が多い現状があるため、観光地でもある本村は、悩んで行きついた人にもあたたかな支援の手を差し述べる環境づくりに努めます。村内誰もが挨拶や声かけを行う交流を進めるとともに、自殺を誘発しやすい人目につきにくい場所や危険な場所等に対して自殺を踏みとどまるような仕組づくりなど、自殺を思いとどまる雰囲気・環境づくり対策を庁内関係部署と連携し進めていきます。

No.	取組	主な取組内容	担当課
18	自殺を誘発しやすい場所での注意喚起と規制等の対応	河川、遊歩道や山道など危険な場所での注意喚起や入山等の規制を実施します。	福祉けんこう課 産業環境課 都民の森管理事務所
19	来村者への地域の見守り	地域住民から不審者情報などの情報については、ネットワークを活用して支援を行います。	総務課 企画財政課 福祉けんこう課 産業環境課 都民の森管理事務所
20	来村者の相談対応	外来者へ呼びかけるため看板や都のホットラインなどの情報提供に努めます。	福祉けんこう課

第5章 計画の推進

1 推進体制の構築

「自殺は個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題」との認識のもと、様々な角度から自殺対策を進めることが重要であり、行政だけではなく、村民や関係機関等と緊密に連携し、全庁的な自殺対策の推進を図っていく必要があります。

そのため、「檜原村地域福祉計画策定委員会」の構成団体等と連携を図り、様々な立場の意見を集約しながら、より効果的な計画の推進を図ります。

2 進行管理

本計画の進行状況について、定期的に調査・把握を行い、進捗状況をチェックします。また、社会情勢や国・都の制度改正等の動向を踏まえて、計画の見直しを図ります。

図表－15 PDCAサイクルの概念図



資料編

資料編

1 檜原村地域福祉計画策定委員会設置条例

平成24年6月21日

条例第31号

(設置及び目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、檜原村の福祉を総合的に推進する施策の指針として、檜原村地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、広く村民の意見を反映したものとするため、檜原村地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、檜原村長(以下「村長」という。)の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) 健康づくりに関すること。
- (4) 児童福祉に関すること。
- (5) 障害者福祉に関すること。
- (6) 高齢者に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者について、村長が委嘱する委員12名以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 医療機関の代表
- (3) 福祉関係の代表
- (4) 公共的団体の代表
- (5) 住民代表
- (6) 村長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による当該諮問にかかる審議が終了したときとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉けんこう課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

2 檜原村地域福祉計画策定委員会委員名簿

令和元年 11 月～（敬称略）

構 成	役 職・所属団体	氏 名
医療機関	檜原診療所長	田原 邦朗
福祉施設関係	特別養護老人ホーム 桧原サナホーム施設長	○齋藤 裕
	ひのきのその施設長	富永 知里
民生・児童委員	檜原村民生児童委員会長	◎師岡 宏文
社会福祉協議会	檜原村社会福祉協議会局長	高取 弥三郎
一 般	児童福祉関係 ひのはら保育園長	斎木 京子
	高齢者クラブ関係 連合会長	木下 久美子
	障害者福祉関係 障害者団体連絡会代表	市川 伊紀子
	公募	なし
行政関係	東京都西多摩保健所企画調整課 地域保健推進担当課長	小林 啓子
	警視庁五日市警察署生活安全課長	久保川 慎治
	東京消防庁秋川消防署檜原出張所長	福田 佳雄
保健・福祉関係	檜原村社会福祉士	長田 隆太

◎委員長 ○副委員長

檜原村地域福祉計画【第4期】
檜原村自殺総合対策計画【第1期】

発行：檜原村 福祉けんこう課

発行年月日：令和2年3月

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村 467-1

電話：042-598-1011（代表） ファクス：042-598-1009

ホームページ：<https://www.vill.hinohara.tokyo.jp/>
